

○議事日程

令和4年6月16日（木） 第3日

第 1 会議録署名議員の指名について

第 2 一般質問



○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり



○出席議員

9名

1	番	長谷川	淳	君
2	番	村山	博司	君
3	番	松本	暁大	君
4	番	三宅	祐司	君
5	番	後藤	友紀	君
6	番	松原	浩二	君
7	番	櫻井	明	君
8	番	渡邊	憲司	君
9	番	木下	美津子	君



○欠席議員

1名

10番 岩田晴義君



○説明のため出席した者の職氏名

町	長	小島	英雄	君
副町	長	傍島	敬隆	君
教育	長	野原	弘康	君
会計管理	者	岩田	恵司	君
総務部	長	小関	久志	君
総合政策部	長	三輪	学	君
福祉部	長	中村	宏泰	君
土木部	長	安田	悟	君
住民部	長	堀場	康伸	君
総務課	長	記野	雅之	君

財 政 課 長 服 部 貴 司 君  
総 合 政 策 課 長 摂 田 真 広 君



○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 井 上 哲 也  
書 記 朝 倉 修 一



開議

午前10時2分 開議

○議長（松原浩二君） ただいまから本日の会議を開きます。

会議の前に、岩田議員が所用により欠席されておりますので、ご承知おきください。

本日の議事日程は、お手元に配付申し上げたとおりであります。



第1 会議録署名議員の指名について

○議長（松原浩二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、議長において5番  
後藤友紀議員、7番 櫻井 明議員の両君を指名します。



第2 一般質問

○議長（松原浩二君） 日程第2、これより一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

4番 三宅祐司議員。

○4番（三宅祐司君） 4番議員の三宅でございます。議長のお許しをいただきましたので、コミュニティバス補助策としてデマンドタクシーの見直しについて、1項目めとして2点の質問をさせていただきます。

令和4年度の新規事業計画書にあるコミュニティバス運行事業の目的にある「病院、スーパーなどの停留所設置を重視した計画により、利便性を向上させ拡充するデマンドタクシーの複合型運行による再構築」ということで、これを取り上げてみました。

コミュニティバス及びコミュニティタクシーについての一般質問は既に3回目となりますが、なぜバスの質問ではなくデマンドタクシーとの再構築について取り上げたかと申しますと、12年前の巡回バス廃止の経緯につきましてお尋ねしたご答弁で、運行経費に見合わない利用実態という理由が全てであるとのことご答弁より、それを踏まえて執行部のお示しされた事業の意義として、高齢者の買い物や通院を第一義であると

のご答弁のとおり、高齢者に利便性の高い運行やサービスであるのかを検証してみました。

執行部として9月から始まるコミュニティバス運行計画を成功させるために知恵を絞っておられることと存じますが、問題点を整理するためにバス運行の面からシミュレーションしたもので、私素人の立てた計画につきまして、判断材料のレベルという程度でご覧いただければ幸いです。

バス運行の周回時間、便数は既に決定しておりますので、その条件を想定した仮ダイヤのうち、左右同時刻で出発したものをちょっと組み立ててみたんですけども、ここにはございませんが、滞在時間というのが大体53分ぐらいという少ないお時間でございまして、病院なんかでこういった目的の方には利用が難しいということが分かりまして、今回の病院ということを抑えた場合に、適した滞在時間というのを90分ぐらい、これを想定したときに、左右45分ピッチぐらいがバランスのよいダイヤになりましたので、別紙としてご用意をさせていただきました。

では、お手元の4枚の資料よりご説明します。右上に記した番号NO. 1というのは周回経路と時間配分、NO. 2を作りました仮ダイヤ、そしてNO. 3、4はモデルプランとしてご覧いただきながら問題点を探り、デマンドタクシーの役割、具体策について考えていきたいと思えます。

NO. 1の周回経路には、NO. 3と4のモデルプランに必要な移動時間を想定してみました。例えば、三宅から森島整形外科まで所要時間と役場で乗換えを含めたものです。ね、待機時間を見てみました。三宅から役場まで参りますと約10分とします。そして役場での乗換え時間というのがやはり23分ほどかかります。その後に乗り換え、役場から森島15分、トータルは48分ぐらいを想定します。そして、今度逆回り、三宅から森島整形、大回りとなりますけれども、右回り直行、こちらですと42分で行けます。また、スーパーにおきましては、例えば平島からスーパー三心というところまで、近いところでもありますけれども、左回りというのが直行便ということで10分ほど。しかしながら、役場経由で行こうと思えますと、乗換え時間も含めると、所要時間は80分と非常に長うございます。

NO. 2は、周回時間67分を、昼間帯というのは抜けます。運休時間ということになりますので、13時から16時を外した仮ダイヤです。NO. 1とNO. 2で計画した三宅バス停から森島整形外科まで所要時間が直行で42分、乗換え便で48分、役場乗換え23分を含むということになりますが、また平島バス停からスーパー三心岐南店まで直行10分、乗換え便80分の2パターンをNO. 3、4ということでご覧いただきたいと思えます。

NO. 3は、午前2便と夕方1便で、片道の所要時間が42分、滞在時間は1時間38分。

赤字のところは乗換え便がどのようなスケジュールであるかを見ていただく意味であえて載せましたが、乗換えが無駄であることがご覧いただいで分かると思います。また、N0.4の場合も、乗換え便は所要時間が80分必要なため、直行便だけを拾い出しましたが、午前中1便のみで、第2便、第3便の帰りはこういったダイヤの中では運行時間外ということで、バスで帰ることができません。そこで、このたびのバス運行計画に当たり、こうした弱点をどのようにカバーするかを早い段階で考えていく必要があると思い、いろいろな角度から探ってみました。

では、バス運行をカバーするためにデマンドタクシーの存在価値は何か。バス路線の停留所から離れている地域の方への配慮として、廃止にせず残したいということだけでなく、双方の組み合わせにより利用価値を高めることが複合型運行に踏み切った大きな理由であり、意義であるとは私は考えております。

コミュニティバスとデマンドタクシーをどのように組み合わせたら便利になるかを考えてみました。先述のモデルプランN0.3でお示ししたとおり、森島整形外科へのバス往復3便の滞在時間は1時間38分、バス到着から次の出発までということになりますね。ですが、診療時間がこの滞在時間に終了しなかった場合にどうしたらよいかを考えていただくことが質問の本質でございます。

診療後、次の乗車まで新たに1時間30分近くもの待ち時間が生じること、また2便目と3便目も同様に診療が遅れた場合は、待ち時間どころか、昼間帯と運行終了によりバス利用ができなくなります。そこで、デマンドタクシーの出番となりますが、現在の予約方法、予約手順では、乗り遅れや運休時間帯を便利に利用することが難しい現状を改めてご説明申し上げます。

例えば、N0.3の第1便、森島整形外科8時52分に到着しまして、次の帰りの時間が10時30分出発に乗り遅れた場合、デマンドタクシーなら何時に来てくれるかを想定してみました。診療が終わり、一歩及ばず10時35分に名タクへ電話した場合、1時間後というのは11時35分、それ以降ということになりますので、予約受付が現状のルール上、毎時0分の運行により配車時間は12時以降ということになりますね。帰りのバスは別表N0.3の2便目、12時ちょうどを待つと同じ3時間以上の滞在時間となります。

そこで、デマンドタクシーの運行時間を毎時2便、今まで0分というところを、30分発というのも増やすこと、1時間以上前の電話予約条件を45分前まで引き延ばしてもらい、名タクからの同時回答をもらう、こういうことによって、これは名タクさんも容認できる範囲だと、45分であればぎりぎりセーフとおっしゃっていました。こういうのを合わせると、別紙N0.5③の予約時間に対する配車時間のように、時間コン

トロールが難しい病院では、N0. 3 森島整形 1 便の帰り10時30分に乗り遅れた場合でも、10時45分までの連絡、こういった猶予があれば、11時30分の予約が可能になるということはお分かりいただけると思います。

また、病院の診療開始時間に合わせてデマンドタクシー運行開始時刻を 8 時、あるいは 8 時半ぐらいの早い時間に早めることで、早く済ませたい方や滞在時間のかかりそうな病院においてはデマンドタクシーを行きに利用する、まあ 2 時間ぐらいはかかるかというところであれば、それに合わせた形ですね。そして、帰りはバスにするという併用することで利便性の向上にもつながります。

もう一度別表N0. 5 をご覧ください。以下、3 条件別によるデマンドタクシー予約時間と配車時間です。①は現行のとおり、②は毎時 0 分、プラス 30 分発を追加した場合、③はそこにプラス予約リミットを 1 時間以上前であったものを、45 分前までとした条件です。特徴としては、①は 0 分ですね、こちらの場合は最長 1 時間 59 分待ち、最短では 1 時間待ちというところでございます。②の場合、0 分、プラス 30 分、これを加えた場合ですね、この場合は最長で 1 時間 29 分待ちから最短 1 時間。③毎時 0 分と 30 分と 45 分前でもいいというような受付方法にした場合、最長 1 時間 14 分の待ち時間、最短が 45 分ということになります。

以上、病院目的の方の立場を考えた運行開始時間を早め、8 時から 8 時半スタートを加えたこの 3 点、毎時 2 便、45 分前予約、運行開始時間を早めるを改善案としてみましたが、この 3 点について執行部のお考えをお聞かせください。また、ここで述べたデマンドタクシーの改善策のほかに執行部のお考えがあれば、ぜひともお聞かせください。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 三輪 学総合政策部長。

○総合政策部長（三輪 学君） 三宅議員の 1 項目めのご質問、コミュニティバスの補助策としてデマンドタクシーの見直しについてお答えいたします。

議員が作成された仮のダイヤを用いたコミュニティバス運行シミュレーションにつきましては、一定の運行本数で本事業の問題点を洗い出しされたものであり、業務を担当する総合政策課におきましても、議会の勉強会などで仮のダイヤを用いて具体的に事業の説明をしております。

現在は、プロポーザル方式により、受注候補者となった岐阜乗合自動車株式会社（岐阜バス）と業務仕様についての協議を進めており、町といたしましては、運行事業者となる岐阜バスから、民間の技術や専門的知識、経験が十分に発揮された利便性の高いダイヤが提出されるものと期待をしているところでございます。

ご質問の中でコミュニティバスのネットワークの補完を目的とするデマンドタクシー事業の一層の拡充について改めてご提案をいただきましたが、地域公共交通計画の作成に関することや、具体的な路線等を協議する岐南町公共交通会議並びに岐南町地域公共交通活性化協議会において、デマンドタクシーによる事業の補完策は既に議論されており、これらの会議は町民意見募集（パブリックコメント）の結果を受け、目下詰めの作業に入っております。

したがいまして、事業内容につきましては、一つ一つステップを踏み、関係者による必要な協議が行われた結果であると認識いたしておりますので、議員ご提案のデマンドタクシーの1時間1便から2便への増便、予約受付時間の延長、また運行時間の延長などの変更を行う予定はございません。

また、このたびのデマンドタクシー事業の拡充は、議員の皆様からのご意見で、路線定期運行を態様とするコミュニティバスの路線から遠い場所における公共交通の利便性を向上させるために、デマンドタクシーの停留所の数を増やそうとするものであり、時間ではなくエリアとしての対応策であったことをご理解ください。

なお、新しいコミュニティバスの運行開始後は、岐南町公共交通会議並びに岐南町地域公共交通活性化協議会において、事業の評価を定期的、継続的に行い、一定の検証期間の後に、本町の地域公共交通がさらなる高齢社会の進展に対処できるよう、議会及び自治会をはじめ関係者のご協力の下、必要な改善を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 4番 三宅祐司議員。

○4番（三宅祐司君） 議長のお許しをいただきましたので、再質問をさせていただきます。

ご答弁いただきましたデマンドタクシーによる事業の補完策につきましては、岐南町公共交通会議並びに岐南町地域公共交通活性化協議会において既に協議されており、関係者による必要な協議が行われた結果で、1時間に2便、予約受付時間の延長、運行時間の延長などの変更を行う予定はございませんというご答弁でした。また、デマンドタクシー事業の拡充は、議会からの意見で路線から遠い方への配慮も加わり、廃止せず、継続のご判断を下されたことには大変感謝しておりますが、継続理由として、時間ではなくエリアとしての対応策であったことをご理解くださいという最終結論を伺いましたが、執行部としても、交通会議などの段階を踏まなくては事進まないというもどかしさを持っておられるのかもしれませんが、質問の趣旨にはお答えいただいております。こうしたイレギュラーが事態にどう対応するかをお尋ねしているのです。満足度の低いバスや空バスではだめなんです。失敗は許されません。今後、

半年1年でこの時代、システム改善とか効率化、環境問題への対応ということで、公共交通が一変する可能性は十分に考えられますが、今進めておられる計画を基にしたシミュレーションを参考に想像していただき、現状を踏まえた利用者へのサービスを鑑みて、こうした不便をどう見るか、対策はないか、シンプルにどう感じ、どうしていけばよいのか、できない理由ではなく、可能にするにはどうしたらよいのか、デマンドタクシーによる補完策に限らず、執行部のお考えをいま一度お尋ねいたします。

以上です。

○議長（松原浩二君） 三輪 学総合政策部長。

○総合政策部長（三輪 学君） 三宅議員のコミュニティバスの補助策としてのデマンドタクシーの見直しについての再質問にお答えいたします。

ご質問にございますとおり、本町の公共交通事業につきましては、岐南町公共交通会議並びに岐南町地域公共交通活性化協議会の会議の議決が必要となります。それは少子高齢化や人口減少などによる利用者の減少が交通事業者の経営状況を悪化させ、またドライバーの高齢化や運転者不足の問題もあり、民間事業者中心で実施されてきた地域公共交通の安定的な確保、維持が厳しくなっているからでございます。事業を実施するにはこれらの会議を経なければならないこと、当該委員をはじめとする関係各位のご理解とご協力がなければ、本町の地域公共交通は成り立たないのでございます。

また、このたびの地域公共交通計画案は、その計画期間を令和4年度から令和8年度までの5年間と定め、人口、施設立地状況、通勤・通学流動、保有自動車台数、運転免許証自主返納者数など地域の現状、さらに町内を運行する公共交通の概要、公共交通の利用状況などの公共交通の現状を分析した上で事業内容を策定しております。

したがって、新しいコミュニティバス、デマンドタクシーについては、岐南町公共交通会議並びに岐南町地域公共交通活性化協議会において事業の評価を定期的、継続的に行い、一定の検証期間の後、本町の地域公共交通がさらなる高齢社会の進展に対処できるよう、議会及び自治会をはじめとする関係各位のご協力の下、必要な改善を進めていくものでございます。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 4番 三宅祐司議員。

○4番（三宅祐司君） 議長のお許しをいただきましたので、再々質問をさせていただきます。

ここまで申し上げた私なりのシミュレーションではございましたが、一例としてですが、こうしたことを考えたときに、本当にお困りの方があった場合にどうしますか

というシンプルな質問であり、問題提起なんです。今までお答えいただきましたので、これ以上ということなら結構でございますが、お答えいただけることがあればお聞かせください。

以上です。

○議長（松原浩二君） 三輪 学総合政策部長。

○総合政策部長（三輪 学君） 三宅議員のコミュニティバスの補助策としてのデマンドタクシーの見直しについての再々質問についてお答えいたします。

デマンドタクシーの議員がご提案された限られたバスの運行本数の下でのタクシーの改善策を提示されたものと認識はしております。様々なお困り事等々ある場合は、よい提案がございましたら、今後取り入れてさらなる高齢社会等の進展に対処していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 4番 三宅祐司議員。

○4番（三宅祐司君） 議長のお許しをいただきましたので、2つ目となります。1項目めの公共交通の拡充に続いて2項目めは、私のマニフェストにもございましたが、選挙リーフレットでも発信してまいりました「住み続けたいまちづくりを実現」の中にある「岐南町の特性を生かした、岐南町だからこそできること、明るい未来は何か、それには何が必要か、今の岐南町をもう一度振り返り、実情に即した政策とその必要性について」お尋ねします。

私が、当たり前のように住み続けてきた59年間で岐南町は大きく変わりました。のどかな田舎町、田んぼに咲くレンゲソウが四季を感じさせてくれる時期を迎えましたが、年々新しい家が建ち並び、田畑が埋め尽くされ、カエルの鳴き声も遠くなり、自然の広場もなくなり寂しいばかりですが、利便性が高く、岐南町への移住者が増え、県内屈指の活気あふれる町に変身しました。そうした岐南町という特性を生かして何ができるか、資源不足の中で残すものは残し、将来のために有効活用をすべくものは何かを明確にすることが必要と考えます。

3月議会でも取り上げました下羽栗グラウンドの活用を、目的にもつながりますが、必要となるものは計画的に購入することは重要と考えますが、目先の収入のための誘致目的など、前述で申し上げた資源に底が見えている岐南町であるがゆえに、将来に向けた活用を慎重に執り行っていただくこと、以下で述べる人口増加、少子化、出生率アップを予測し、将来に備える意味ということでございますが、それゆえに小島町長には十分に熟慮いただくことを重ねてお願い申し上げ、本題に入ります。

今、国が抱える最大の問題である人口減少、少子化につきましては、岐南町がどの



位置にあるのかを調べてみますと、2015年から2020年まで5年間の国勢調査では、全国市町村人口増加率ランキングが全国で44位と、増加率5.15%、増加数1,268人という県下でもトップクラスの岐南町のこうした特性を生かした施策があれば、この先も伸ばすことの可能な岐南町が財政安定につながると考えます。

ただ、今まで伸び続けてきた岐南町でも、RESAS、こういうのを見ますと、地域経済分析システムというものでございますが、人口増加がここに来て緩やかな減少傾向に入ること、将来を懸念しつつも増加にできる可能性はあると考え、中期・長期計画を行政に望みます。

そこで、人口増加、少子化対策に力を注いでいる兵庫県明石市長の政策にある子育て支援による人口増、税収増の実績を鑑みて、岐南町の特長と方向性が似ているところが幾つかありましたので、参考に比較検証してみました。人口30万人に対して2万6,000人というのは非常に少ない、8.6%でございます。また、人口密度6,500人に対して岐南町は3,300人、51%ほど。人口増加につきましては、9年間で9,000人というのが明石市、3%増、岐南町の場合は9年間で2,000人、7.7%増。出生率、これは特殊合計という数値でございますが、1.70、これは明石市と全く同数、人数ということでございますが、岐南町と同じ。全国平均1.342、岐阜県でも1.42と全国で人口増加。少子化対策に力を注ぐ自治体もあるようですが、特にインパクトが強い明石市長の政策が分かりやすく、十分取り入れる価値があるものと考えました。

データの中で人口増加率は明石市より上回る岐南町、そして1.70という高い出生率、特殊合計が明石市と同数というのは、我が町も自信を持って取り組むだけのベースを持ち、人口増加、少子化対策、そして所得制限なしの補助がうまく進めば、経済を回すことにもつながることから、明石市に見る無料化、医療費18歳まで、給食費は小中学校まで、保育料第2子以降全員（年齢制限なし）及び所得制限なしの補助施策により成功の実例を見ても、方向性の近い岐南町が加えて障がい児発達支援、病児保育など、既に実施されていることから、「子どもにやさしい町」に徹した町の指針、サービスの拡充、他市町に向けた移住PRをすることで安定した未来をつくっていけると考えます。

岐南町だからできることとして考えさせていただきたく最後の質問といたします。明石市の施策である無料化については既に岐南町が行っていることでもあります。医療費18歳まで、保育料第2子以降全員（年齢制限なし）の無償化について、それから所得制限なしの補助、納税者の拡大という意味になりますが、による経済が回る施策について、他市町に向けた移住PRについて、その他に人口増加、出生率アップにつながる施策はあるか。以上、執行部のお考え、施策、将来の展望についてお聞かせ願います。

以上です。

○議長（松原浩二君） 中村宏泰福祉部長。

○福祉部長（中村宏泰君） 三宅議員の2項目め、岐南町の人口増加、出生率アップについての1番目、医療費18歳まで、保育料第2子以降全員の無償化についてお答えいたします。

初めに、本町における子供の医療費助成についてでございますが、現在は出生から15歳に達する年度末まで一律無料としております。県内自治体を見てみますと、42市町村のうち24市町が18歳までの子供の医療費を無料としている状況でございます。また、認定こども園や幼稚園等に係る利用者負担額につきましては、令和元年度からの幼児教育・保育の無償化により、3歳から5歳までの子供は原則無料になりましたが、0歳から2歳については一部無償化の対象外であります。本町ではこのうち多子世帯の負担を少しでも軽減するため、18歳未満の児童が3人以上いる世帯では、第3子以降の負担を無償とする独自の制度を設けているところでございます。

全国他の自治体におきましては、子育て世代を呼び込む手段として、18歳までの子供の医療費や保育料等の完全無償化を実施し、効果を上げていることは承知しておりますが、一方で居住する自治体によって子育てに要する負担の格差が助長されかねないという課題もございます。これらの施策を単一の自治体で推進することは、近隣市町からの住民の獲得競争につながり、子育てに要する負担は居住地に関係なく等しく保障されるべきものであることから、本来国の責任の下で恒久的な制度が確立されることが望ましいと考えます。

したがって、本町としましては、来年4月の子ども家庭庁の創設を一つの契機と捉え、岐阜県及び全国町村会等を通じ、国に対して子供の医療費の全国一律の保障制度や保育料の負担軽減等を働きかけてまいりたいと考えております。

続きまして、2番目の所得制限なしの補助により経済が回る施策についてお答えいたします。

議員ご説明のとおり、兵庫県明石市における子育てサービスの無償化や負担軽減策は、本町における子育て施策の検証や今後の事業立案の上で参考になる一例であります。例えば、保育料の完全無償化に所得制限を設けず、高所得者層の転入も促すことにより、税収増や地域経済の活性化を目指すというのも一つ的手段ではあると考えます。しかしながら、子供から高齢者まで全世代の町民の安心を守るため、限られた財源の中、必要に応じて受益者負担・応能負担の原則も勘案しながら、福祉行政の健全運営に努めていくべきものと考えております。

これまで本町におきましては、県内でいち早く15歳までの医療費を無償化し、町外

に通う子供を含めた小中学校の給食費の無料化、あるいは配慮を要する子供に対する手厚い療育支援など、他の自治体に決して引けを取らない先進的な施策を展開してまいりました。その結果、若い世代の転入や高い水準の出生率などに伴う人口の自然増加が続いており、数年はその傾向が推移していくものと推察されます。

したがって、引き続き町民の福祉ニーズを的確に把握、分析し、各種制度の優先順位を見極めながら子育て支援のさらなる充実に努めてまいります。

○議長（松原浩二君） 三輪 学総合政策部長。

○総合政策部長（三輪 学君） 三宅議員の2項目め、岐南町の人口増加、出生率アップについての3番目のご質問、他市町への移住PRについてと、4番目のご質問、その他岐南町の人口増加、出生率アップにつながる施策については関連がございますので、併せてお答えいたします。

本町は岐阜市に隣接し、名古屋市からも近距離に位置しております。また、利便性の高い道路や交通網が整備されており、都市部への交通アクセスに恵まれております。その恵まれた地理的要因に加え、さきに福祉部長が答弁いたしましたとおり、小中学校の給食費の無料化をはじめとする子育て支援の充実により、多くの方が本町に魅力を感じていると思います。

これまで本町をPRする手法として、若者や子育て世代などのこれから住む場所を選択される世代を対象に、町の魅力や子育てサポートを紹介するパンフレットを作成し、イベント時や住宅展示場にて配布を行い、また県などが主催する移住定住を促すイベントに出展し、PRしてまいりました。

現在も本町の人口は増加を続けており、先月1日時点で2万6,198人となっております。ただし、令和2年3月に策定いたしました「岐南町第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」のうち人口ビジョンでは、今後人口が減少に転じると予測しております。

国の「まち・ひと・しごと創生本部」は、少子高齢化の振興に的確に対応し、人口減少に歯どめをかけるとともに、住みよい環境の確保等を通じて、将来にわたって活力ある社会を維持していくことを目的に設置されており、本町の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」においても、その目的において基本目標とそれに基づく具体的施策を重要業績評価指標（KPI）とともに示しております。

議員ご質問の人口増加、出生率アップにつながる施策については、本町の総合戦略で掲げた「基本目標1 んなで育む！」で示す子育て施策や、「基本目標2 んなで働く！」で示す地域産業の活性化をはじめとする各種施策を着実に進めることで、より多くの方に選ばれ、住み続けたい町となるものと考えております。また、現

在町ではタウンプロモーションの推進に力を入れ、取り組んでおります。

昨年度は町外に向けたアウトプロモーションとして、テレビ番組を活用して「子育て世代に選ばれるまち」や「グルメのまち」を特集し魅力の発信を行ったほか、YouTube公式チャンネルを開設し、岐阜県及び岐南町の重要無形民俗文化財である「岐南町伏屋の獅子芝居」を世界に向けて発信しました。

今後は若年層へのアプローチに不可欠なSNSによる情報発信を強化し、アウトプロモーションによる町の魅力発信と、町内に向けたインナープロモーションによる町民の町への愛着形成をバランスよく実施し、交流人口の増加や定住を促し、また住み続けたい町との認識が広がるよう積極的なプロモーションに取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 4番 三宅祐司議員。

○4番（三宅祐司君） 再質問、岐南町の人口増加、出生率アップについて、ご答弁いただきました、所得制限なしの補助、納税者の拡大により経済が回る施策についての保育料の完全無償化に所得制限を設けず、高所得者層の転入も促すことにより、税収増や地域経済の活性化を目指すというのも一つの手法であると考えます。しかしながら、子供から高齢者まで全世帯の町民の安心を守るため、限られた財源の中、必要に応じて受益者負担・応能負担の原則も勘案しながら福祉行政の健全運営に努めていくべきものと考えますという中村福祉部長のお立場でご答弁をいただきましたが、別角度で見たいと思いましたので、この②の所得制限なしの補助、納税者の拡大により経済が回る施策についての見解と、④の岐南町の人口増加、出生率アップにつながる施策として、出産報酬を用いた少子化対策について、この2点を総合政策部及び執行部のお考えとしてお聞かせ願います。

以上です。

○議長（松原浩二君） 三輪 学総合政策部長。

○総合政策部長（三輪 学君） 三宅議員の再質問、所得制限なしの補助により経済が回る施策についての見解についてお答えいたします。

議員の別の角度からの見解をということでございますので、地域経済を活性化する施策としてはプレミアム商品券やクーポン券の発行事業が直接的に地域の事業者へ影響を与えるものであり、その場合、所得制限を設けない方法がより効果的だと考えております。また、それぞれの施策においては、その施策の目的があり、その目的を達成するため、補助や助成などの手段、手法があり、必要に応じて受益者負担、応能負担の原則を勘案して行うものと考えております。

その上で福祉部長の答弁のとおり、所得制限を設けず、高所得者層の転入も促すことにより、税収や地域経済の活性化を目指すというのも一つの手法であると考えております。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 中村宏泰福祉部長。

○福祉部長（中村宏泰君） 出産報酬制を用いた少子化対策についてお答えいたします。

いわゆる出産祝い制度は少子化対策や移住政策として各自治体で制度を設けており、給付額は数万円から数十万円まで様々であります。また、現金給付以外にも商品券や記念品などを贈呈しているところもございます。本町におきましても、出生のお祝いと子育てに係る経済的負担軽減を目的に、平成27年度より育児用品購入費助成金交付事業を行っております。

出産祝い制度が少子化対策に有効かどうかにつきましては、住民の意識調査などを通じた検証も必要でございますが、現在本町における若い世代の転入や、人口の自然増加が続いている大きな要因は、出生から切れ目のない子育て支援を包括的に展開してきたことが高く評価されたためであると認識しております。

新たな子育てサービスの制度設計の検討に際しましては、多様な子育てニーズを的確に見極め、子育てサービス全体における必要性や有効性等を十分研究しながら進めてまいります。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） ここで暫時休憩いたします。11時より再開いたします。

午前10時50分 休憩

午前11時 再開

○議長（松原浩二君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。

7番 櫻井 明議員。

○7番（櫻井 明君） 7番議員、櫻井です。議長に許可いただいた以下3項目について順次行います。

最初に1項目め、進まない防災施設改善策を早急に実施されたい。

災害時の対応策の一つとして避難場所などを町内全施設と公的施設にフリーWi-Fiの整備を急がれたいと、私は過去数回にわたりこの場において同内容で設置拡充要望、提案を行ってまいりました。やっとこれをお受けいただき、災害時の情報伝達に有効な公衆無線LAN環境整備の対応と併せて、平時の利便性と活用促進のため、町内施設に整備するとお答えいただきました。早速に中央公民館の一部で利用可能な

フリーWi-Fiを設置いただきました。

しかし、その後引き続き整備に努めるとのことではありましたが、なかなか予定どおりの設置整備がされていません。先代町長の答弁ではございますが、事業継続性の観点と突然の災害発生時に対応させるべく、設置整備続行を急がれることの願いを込めつつ、現状と今後の整備計画についてお尋ねいたします。

2つ目、防災行政無線の戸別受信機受信状況改善対策の実施状況と今後の詳細整備計画をお聞かせください。

町内の希望された全戸に、国の要請に応えその補助金等により戸別受信機は設置完了され、現在に至っております。しかし、設置当初から雑音が多く、使用に耐えない地域が多く存在し、改善対応策の要請が多くありました。この件につきましても、私の改善提案に対し、令和3年度以降に電波不良対策を具体的に検討して実施するとご答弁いただいておりますが、いまだに多くの電波不良の改善対策が施されていません。説明もなくほったらかされた状態であります。結果、国の政策要請事案に対し確信的に反していると言わざるを得ません。

したがって、私は早急に改善対策に着手していただきたいと再度申し上げるとともに、今後の改善計画をお聞きいたします。

以上の2項目の実現化を改めて提案させていただきます。以上です。

○議長（松原浩二君） 小関久志総務部長。

○総務部長（小関久志君） 櫻井議員の1項目め、進まない防災施設改善策を早急に実施されたいについての1番目のご質問、町公共施設のWi-Fi設置の進行状況と今後の詳細整備計画についてお答え申し上げます。

現在、町内の公共施設におけるWi-Fi設置状況につきましては、DoSpot、公衆無線LANを庁舎1階ロビーと中央公民館エントランス、図書館に設置いたしております。

昨年度、総合健康福祉センターに設置する準備をいたしておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、同施設内で実施しておりますママサロンの休止を余儀なくされたことで多くの利用者が見込まれないと判断し、中央公民館講堂で実施の新型コロナウイルスのワクチン接種会場における接種後の経過観察の待機場所に設置場所を変更いたしました。しかし、ウィズコロナの状況にあっては、多くの住民の皆さんの利用を見込める当初設置予定のごございました総合健康福祉センターに戻し、設置の設定等の準備が整い次第、サービス提供いたしたいと考えております。

今後の公共施設におけるWi-Fiの詳細整備計画でございますが、現在民間事業者が提供するサービスDoSpotによる公衆無線LANサービスに加え、町が独自

に整備する無線LANにより、台風や豪雨災害時における避難所、平常時における公共施設での公民館講座など、一定数の住民が長時間利用する状況において使用する無線LANとして、利用目的に特化した無線LANとして整備することとし、施設における機器の設定等ができ次第、順次整備を進めたいと考えております。

次に、2番目のご質問、防災行政無線の戸別受信機受信状況改善対策の実施状況と今後の詳細整備計画を聞くについてお答えを申し上げます。

現在、運用しております同報系防災行政無線は平成26年度から令和2年度までの7年間をかけて防衛省の補助を活用し、整備したシステムでございます。

同報系防災行政無線は緊急地震速報やJ-ALERT等の緊急を要する情報を自動起動で町内にいる方々へ通報することができるようになっており、大雨や台風などの自然災害時における避難情報などの防災情報につきましても、町から発信をいたしております。

戸別受信機の整備につきましては、平成29年度から令和2年度までの4年間で、設置希望のあった3,650世帯へ戸別受信機を設置しており、全世帯における約3割ほどの設置率となっております。

戸別受信機の受信状況に不具合があるご家庭には、役場から防災行政無線を取り扱っている業者へ依頼し、電波状況の確認や設置場所の確認などの設置調整を行い、それでも受信状況が改善しない場合は、屋外アンテナの取付けを行い、受信状況の改善に向けて対応いたしており、それらの周知につきましても、今後町の広報紙で行ってまいります。

なお、屋外アンテナの設置につきましては、平成31年度に145件、令和2年度に106件、令和3年度に4件、令和4年5月末現在では0件の実績があり、令和3年度からはおおむね屋内での設置調整で対応できており、屋外アンテナの設置が少なくなっている状況です。屋外アンテナの設置費用につきましては町で負担しており、1か所当たり1万7,600円、令和4年度の予算額は12万8,000円を計上いたしております。

現在、町の公式LINEで防災行政無線と同様な内容を発信しており、とりわけ若い世代は公式LINEを登録された方が多くおられますので、今後は防災行政無線だけではなく、多様な情報発信手段の導入も検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 7番 櫻井 明議員。

○7番（櫻井 明君） 議長の許可をいただきましたので、再質問1点お尋ねいたします。

ネット環境は可能な限り十分な容量を目指していただきたいというように思ってお

りますが、どのようにお考えか、またしていただけるのか、お考えをお聞きいたします。

○議長（松原浩二君） 小関久志総務部長。

○総務部長（小関久志君） 櫻井議員のご質問、町公共施設のWi-Fiの進行状況と今後の詳細整備計画についての再質問、ネット環境は可能な限り十分な容量を目指していただきたいが、どのようにお考えかについてお答えを申し上げます。

町公共施設のWi-Fi設置におけるインターネット環境につきましては、町が整備を予定しているインターネット回線の容量は、1秒間当たり1ギガバイトの通信速度のサービスを考えております。1ギガバイトの通信速度につきましては、ホームページの閲覧やメールの送受信などの利用において十分な速度であると考えております。

なお、現在NTT西日本において提供されているインターネット環境といたしまして、動画配信などの大容量のデータ通信として10ギガバイトの通信速度のサービスがございます。提供エリアが限定されており、本町はサービス提供エリアとなっておりません。今後、10ギガバイトの通信速度サービス提供エリアとなれば、本町においても導入に向けた検討をしてまいりたいと存じ上げます。

○議長（松原浩二君） 7番 櫻井 明議員。

○7番（櫻井 明君） 続きまして、2項目め、小中学校における水泳授業の民間企業委託化を実施されたいとしてお尋ねいたします。

学習指導要綱の水泳授業では、生涯にわたり豊かなスポーツライフの実現のため、小学校低学年及び中学生では基本的な動きを身につけることに重点が置かれています。内容は、1つ目、水慣れ、水遊び、2つ目、初歩的な泳ぎ、3つ目、泳法の3段階とされています。

学校で水泳授業を行う問題点は、プール施設の維持管理費、さらに少子化におけるプールの利用に対する今後の費用対効果等の問題がある。学校としては、教員の安全確保、プールの管理負担、授業時の天候問題による授業への影響、専門的知識の不安等があります。父兄の方では、オープンプール時の当番と監視時の責任問題、水泳上達不安等が取り沙汰されています。民間外部委託の利点は、プール維持費の経費減、教員の負担減、父兄の満足度向上、施設維持などですが、問題は施設までの移動手段問題、成果評価の問題点等が言われております。

それらを受け、他市町村の例を見てみますと、千葉市では市内の公立小学校2校の水泳授業を民間スクールに委託しています。まずはこの2校で試験的に実施し、児童や保護者、教員にヒアリングを行って効果を検証した上で、今後その他の学校にも導



入るかどうかを検討することとしてみえます。

また、これから先何十年も学校ごとにプールを維持して授業を行う場合の費用と比較すると、外部に委託して授業を行うことはかなりの節約になるという試算が出ています。教員にとってもプールの管理をスイミングスクールに任せることができるため、授業そのものの準備や子供たちと過ごす時間に集中することができるようになります。室内プールでは天候や水温に左右されることなく授業を実施することができ、計画的に授業を通年を通じて進められるようになることも、これまでにはなかったメリットとされています。また、指導についても、専門的な知識を持ったインストラクターと協力しながら行うことができるため、児童や生徒の技能がより上達することが期待されていますと記述されています。

他方、千葉県佐倉市では、平成25年度から市内の小学校1校で、そして30年度からは2校で民間のスイミングスクールへの授業委託を行っています。1校で月100万円ほどかかるプールの管理費を節約できており、アンケートでも多くの児童が「授業が楽しかった」と回答しているなど、効果が見られているようです。

また、佐倉市では残りの学校については、新設される市民プールでの授業実施を目指し、最終的には学校併設のプールを全廃する方向で現在検討されています。

また、神奈川県海老名市では、平成23年度までに小中合わせて19校で既に学校併設のプールを廃止し、現在は市内4か所の温水プールで5月から10月に水泳の授業を行っています。海老名市では、使わなくなったプールの一部を釣り堀として市民に開放するという施設の新たな活用も進んでおり、全国から注目されています。

愛知県蒲郡市は、コナミスポーツクラブで全8時間の授業を2時間×4回にし、さきに述べたとおりの効果を上げている。さらに、授業を受けた1年生のアンケートでは9割の生徒が「よかった」と回答。「教え方が丁寧で上達できた」「雨の日でも入れた」との声が届けられたとあります。

近くでは羽島市が市内2校で現在先行実施し、将来的に市内全校実施を目指しておみえのようです。

また、公的な学校と連携する以上は、施設面や人員面において委託先はしっかりとした質が求められます。試験的に実施している自治体、今後導入を検討している自治体とともに、このような課題については十分な検討をされるべきと私も当然に重要事項と考えております。

以上から、私は全天候で設備も指導もある、指導員も整い、先生方の働き方改革に寄与する、生徒が喜びを感じて授業が行えるなら、幸いに当町内に施設があります。よって、可能であればタイアップすべきと考えております。お考えをお聞かせください

い。

そして、以下4点お尋ねいたします。

1つ目、各小中校の年間プール施設管理方と維持計画等をお尋ねします。

2つ目、各校の年間維持経費をお聞きします。

3つ目、水泳授業実態と夏休みの利用実態をお聞きします。

4つ目、今後のプール施設の維持、保健衛生管理等からも民間企業委託化を実施されたい。

以上であります。

○議長（松原浩二君） 堀場康伸住民部長。

○住民部長（堀場康伸君） 櫻井議員の2項目め、小中学校における水泳授業の民間企業委託化についての1番目のご質問、各小中学校の年間プール施設管理方と維持計画等を聞くについてお答えいたします。

小中学校のプール施設の管理については、年間を通して行う浄化装置保守点検、プール開始時に行うプール槽の高圧洗浄、水質検査や次亜塩素酸ナトリウムの薬剤補充などが主な管理方法となります。プールの利用をしない期間には、プール槽に一定の水を貯め、防火水槽として有事にも対応できるようにしております。

また、維持管理計画については、プール槽の修繕及びろ過装置の大規模改修を平成21年から平成23年にかけて各学校行いました。ろ過装置の耐用年数は約30年であり、現在不具合もなく今後15年以上使用できる見込みでございます。

次に、2番目のご質問、各校の年間維持経費を聞くについてお答えいたします。

令和2年度、令和3年度の2年間は、新型コロナウイルス感染症対策のためプールの授業を中止していたことから、プールの授業を通常どおり実施していた令和元年度の維持費についてお答えいたします。

3つの小学校については、上水道料金約27万2,000円、薬剤等の消耗品費約18万3,000円、プールサイドの暑さ対策として、プールマット等の備品購入費約223万3,000円、水質検査や保守点検等の委託料約61万円、老朽化に伴う軽微な修繕や工事費約59万2,000円、合計約389万円でした。中学校につきましては、上水道料金約10万円、薬剤等の消耗品費約6万4,000円、水質検査や保守点検等の委託料約19万7,000円、合計約36万1,000円でした。これらの費用は大半が毎年保守のために発生する費用であり、軽微な修繕も含んでおります。現時点では大規模な工事等についてはないと見込んでおります。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 野原弘康教育長。

○教育長（野原弘康君） 櫻井議員の2項目め、3番目のご質問、水泳授業の実態と夏休みの利用実態についてお答えをします。

水泳の授業は学習指導要領に必修の内容として位置づけられており、小学校低学年では水遊び、中学年では浮く、泳ぐ運動、高学年では水泳として構成されております。また、中学校ではクロール、平泳ぎ、背泳ぎ、バタフライの種目を取扱い、泳法を身につけ効率的に泳ぐことができることを目指しております。

例年は6月中旬から7月の夏休み前まで、天気、水温、気温、水質等の水泳実施の基準を満たしている日はプールを使用して水泳授業を行ってまいりました。また、小学校では、中学年の児童を中心に夏季休業中を利用して、泳力向上を目指した水泳教室を実施してまいりました。しかし、この2年間は新型コロナウイルス感染症対策のため水泳の授業が中止となっております。

今年度の水泳授業につきましては、小中学校の新型コロナウイルス感染の状況を踏まえ、密集、密接な場面を避けるなど、対策を講じた上で可能な限り実施する方向で検討するよう各学校へ依頼をしているところでございます。また、この2年間は水泳授業を実施していない現状から、従来どおりの指導計画ではなく、児童生徒の実態に応じて学習内容や留意事項等を吟味し実施するよう重ねて依頼をしているところでございます。

夏休みの利用につきましては、かつてはプールを開放してまいりましたが、ここ数年は登下校による熱中症対策や新型コロナウイルス感染症対策に伴い実施できておりません。

続いて、4番目のご質問、今後のプール施設の維持、保健衛生管理等からも民間企業委託化を実施されたいについてお答えをします。

学校のプール施設の老朽化に伴う施設設備の改修あるいは更新の費用、プールの維持管理に係る教員の負担、水泳の実技指導の充実の視点から、水泳指導を民間の施設と人材を活用して実施する自治体も出てきております。

水泳指導を学校のプールで行う場合と、民間の施設、人材を活用して行う場合、次のような違いがあると考えられます。

1点目は、施設の維持管理についてです。水泳指導を学校で行う場合、毎日の安全点検、水質管理、塩素等の投入、バブルの開け閉め、ろ過器のごみ取り等、プールを維持管理する多くの作業があり、放課後や早朝から教員が行っております。また、施設の維持管理に関わる諸経費が必要となります。一方で、民間の施設で実施する場合は、これらは必要ございません。

2点目は、水泳の実施計画と準備についてです。水泳の授業は年間で10時間から12

時間程度行われます。学校で行う場合、季節は夏季に限られますが、単位時間の指導を継続的に行うことができ、更衣や移動の時間も少なく済みます。一方、民間のプールでは天候や気温に左右されることなく、年間を通じた指導が可能となります。ただし、施設までの移動やそれに費やす時間を考慮した授業時間の確保、児童生徒数による実施日の調整等、実施方法について検討する必要があります。また、施設利用料や受講料、バスの送迎等の交通費が必要となります。

3点目は、水泳の実技指導についてです。運動場や体育館で行う体育の授業であるならば、指導者のみで実施が可能ですが、水泳の授業は事故防止のため安全管理が求められることから、監視員も必要となります。学校で行う場合、担任に加え、空き時間の職員や管理職らが補助として授業に付き添うなど、必ず複数の職員で指導に当たります。そうした環境下ですが、指導者も安全意識を最優先にしており、技術指導が十分に行き届かないことも考えられます。

一方、民間の施設、人材を活用することにより専属のインストラクターの専門性の高い指導や習熟度に応じた個別の指導を受けることができ、より子供たちが水に対する恐怖感を拭い、安心して伸びやかに実施できると考えられます。

今後は町の関係部局と連携を図るとともに、他市町の状況も見ながら児童生徒の泳力の向上、そして教職員の働き方改革、水泳実施に伴う諸経費等、様々な視点から検討を深めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 7番 櫻井 明議員。

○7番（櫻井 明君） 議長の許可をいただきましたので、再質1問お願いいたします。

日本最初の泳法指導がされたのは会津藩の藩校日新館が池で行った教練とされています。ある小学校は1952年に始めたともありますが、小学校の授業対応は1955年です。

東京都葛飾区は2022年以降、プールを造らず、校外に室内温水プールを活用するとされました。1校当たりのプール維持管理費年間約260万円の節約と生徒の上達を実感しているとあります。ほかに神奈川、埼玉県府中、挙げれば切りがございませんが、プールをなくし民間移行にされるとあります。これが世の流れです。

そこで、当町の民間委託が少し先になると、慎重に審議するということは結構ですが、そういったことも考えて、いつからでも実行できよう、例えば北小がアクアポリスを使用して行うと想定した場合の課題点、効果等のシミュレーションをしていたくことはできないのか、お尋ねいたします。

以上です。

○議長（松原浩二君） 野原弘康教育長。

○教育長（野原弘康君） 櫻井議員の再質問についてお答えをいたします。

いわゆる課題点、効果等につきましては、先ほどの答弁で述べさせていただいております。今後、民間の施設に対しましては、まずは本件の受入れの可否を確認する必要があります。その上で可能である場合は具体的にシミュレーションをしながら、その情報に基づいて実施の可否を判断いたします。実施可能な場合、具体的な運用の在り方を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 7番 櫻井 明議員。

○7番（櫻井 明君） 3項目め、最後になりますが、仮称「岐南町の文化財と所蔵芸術品」発行とネット配信をされたいについて質問させていただきます。

初めに、岐南町の文化財紹介書籍を列記してみます。1つ目、書籍名は「岐南町の文化財」、これは中央公民館で昭和58年です。2つ目には「民俗資料集VI」これは伏屋の獅子芝居編。それからこれにつきましては、平成2年の初版発行となっておりますが、10年後に再度改訂版発行となっております。読んでみましたが、関係者の熱意がひたひたと伝わってくる内容であります。この民俗資料集は1編から9編「方言と遊び」までが今閲覧可能な書籍として私に紹介されております。

以下、ほかのものも借りられるということで借りて目を通させていただきました。列記します。3つ目には「歴史民俗資料館の歩み」これは開館10周年を記念したものであります。4つ目「四町の無形文化財（伏屋獅子舞）」、これです。5つ目には「民俗資料集VII 境川のむかしと今」、6つ目「ふるさとの文化財」、これが平成15年です。7つ目「ふるさと岐南地名物語」、これは平成19年。9つ目「ふるさと岐南徳田葱物語」、これは岐南町のブランド文化研究会というところが自主的に町民がお作りいただいた。これが平成25年であります。そして10つ目「ふるさとの神社・仏閣と祭」などが現在岐南町図書館で貸出し閲覧可能な文化財書籍関係の主な書籍です。このうち無料配布は、1の「岐南町の文化財」のみです。有料購入可能図書は7の「岐南町地名物語」、1冊1,000円ですが、残少なしというようなご説明でございます。貸出し閲覧冊しかないものもあります。などなど増刷の判断が今後必要であると考えます。

さて、岐南町の県指定文化財は2件です。重要有形民俗（家屋）旧宮川家住宅ですね、これが昭和55年でした。そして、岐南町伏屋の獅子芝居、指定が昭和63年であります。町の指定文化財となりますと、円空仏が3体、長屋門、それから飯沼勘平長資の墓地ほか2墓、それから岐南町の伏屋城跡とか、残念ながら今は枯れてしまったクロガネモチを除き1樹と、町本年30年ぶりの指定となりました今回の「伏屋の地芝居衣装」を含む14点かと思えます。

伏屋の獅子芝居を除けば1日で回れます。私はかつて「岐南まちあるき」の仲間と訪ね歩いたものです。このようなウォーキングの歴史探訪などを盛んにしたいものだと私は思っております。

今般の書籍のうち、美術・芸術に関する町所有品のその目録、作品集、展示場所などの情報がありません。私は我が町の名誉町民 長縄士郎画伯からご寄贈、購入させていただいた作品等の数々を拝見したいと思ったのですが、探し出す手立てが具体的にはございません。

このような中、今般新たに、また共に岐南町にお住まいの横山幹雄様から「第15代将軍 徳川慶喜、日本資本主義の父 渋沢栄一揮毫による屏風や掛け軸を、また小木曾昌敏様からは、名誉町民長縄画伯の作品である「郷土歳時記」それから「干支」の2作品を各12点ずつ計24点の作品をつい最近ご寄贈いただきました。町民がこれらの芸術作品に触れられるように、この機会にぜひ今後長きにわたり保存、公開を図られるとともに、「我が町の芸術作品集」的な作品集を作成されたく提案申し上げます。

時同じくして、今年4月、我がふるさと岐南町三宅から文化発信したいと、わざわざ三宅徳重さんが自ら長期にわたり収集されていた骨董、古い日用品などのギャラリー「句読天」をオープンされました。今まさに町民全体のまちづくりも確実にあちらこちらで明るく楽しく続けられているようです。町内には県、町指定の文化財や文化財的なものも多く、史跡、天然記念物、仏像、建物など有形文化財、民俗文化財も多くあります。

今般、私はさきに挙げた図書を手にし、改めて多くの先人の熱い思いとご努力に触れ感謝いっぱいでありたいです。文化を守りつ守られつつ次世代への礎となって息づいていきます。どれも名作であります。町の宝であります。まずは、町民に知ること、知らせることが必要です。私が感じた幸せを全ての町民と分かち合えることを願っています。町民憲章でうたう教養を高め文化の薫り高いまちづくりに寄与するためとご決断を願う次第です。そんな思いから以下お尋ねいたします。

1つ目、当町所蔵芸術品等の整理、記録簿等はどのようになされているのか。

2つ目、町民に広く公開、通知し、お楽しみいただける機会を計画されたい。

3つ目、類似図書の発行から数十年が経過しています。新規発行、ネット配信等をこの機会にぜひご計画されたい。

以上であります。

○議長（松原浩二君） 小島英雄町長。

○町長（小島英雄君） 櫻井議員の3項目め、「岐南町の文化財と所蔵芸術品」発行とネット配信されたいの2番目のご質問、町民に広く公開、通知し、お楽しみいただけ

る機会を計画されたいについてお答えいたします。

本年1月27日、横山幹雄氏から渋沢栄一子爵の書、屏風2艘、掛け軸1幅、公爵徳川慶喜公の書、掛け軸2幅を、これまでにない重要なお宝をいただきました。さらに、4月28日、小木曾昌敏氏から、長縄士郎画伯の郷土歳時記12点と干支12点の絵画を町へご寄贈いただきました。横山幹雄氏からいただいた屏風等につきましては、寄贈者であります横山幹雄氏と対談の場を設け、横山家と渋沢栄一子爵との関わりなどをマイタウンぎなん5月号で「わが町自慢の宝もの 渋沢栄一と横山家」と題して紹介させていただきました。また、小木曾昌敏氏からいただきました長縄士郎画伯の郷土歳時記12点と干支12点の絵画につきましても、マイタウンぎなん6月号で「名誉町民 長縄士郎画伯の絵画寄贈」と題して、町民の皆様幅広く紹介させていただいたところでございます。

特に、今回ご寄贈いただきました屏風、掛け軸などは、明治時代に活躍されました、西暦2024年に1万円札の顔となる渋沢栄一公と岐南町若宮地の横山家が子の就学指導でつながりがあったことは間違いのない事実であります。これは歴史的、文化的に価値の高いものであると認識しております。

したがって、当然ながら町の重要有形文化財として冊子等にまとめ、後世に町の宝、文化的、歴史的財産として残していきたいと考えております。これらのご寄贈いただきましたものは、現在庁舎応接室、町長室や3階執務室に展示しておりますが、その一部を町民の皆様にご覧いただけるよう企画を検討してまいります。

以上であります。

○議長（松原浩二君） 堀場康伸住民部長。

○住民部長（堀場康伸君） 櫻井議員の3項目め、仮称「岐南町の文化財と貯蔵芸術品」発行とネット配信されたいの1番目のご質問、当町所蔵芸術品等の整理、記録簿はどのようにされているのかについてお答えいたします。

岐南町図書館、岐南町歴史民俗資料館においては、多くの文化財等の整理及び記録等を実施しております。岐南町歴史民俗資料館は、当時急速に開発が進み、都市化の波が押し寄せ、町民の生活様式が大きく変わる中で、かつての緑豊かな田園地帯と、そこで生活していた祖先の文化遺産も相次いで失われていき、やがて消滅してしまうのではないかという危機感が話題となる中、旧宮川家家屋の寄贈とともに、昭和56年8月に開館しております。

この資料館は、当時の町民に呼びかけて2,000点近くの資料を収集した後に、養蚕、農耕、生活用具に大別し、旧宮川家との一体的な展示空間を確保しております。当時の歴史や貴重な文化財等の資料の記録につきましては、昭和55年に「岐南町史 資料

編」、昭和59年に「岐南町史 通史編」、昭和57年から平成19年まで「民俗資料集Ⅰ」から「歴史民俗資料集Ⅹ」をはじめ15冊の書籍を発行し、その書籍は岐南町図書館において読むことも可能であり、民俗資料集につきましては、貴重な資料も多いため、PDFにして岐南町図書館にてデータ保存しております。また、岐南町の文化財については、平成15年に「ふるさとの文化財」の本にまとめ、文化財名、写真、解説や場所についてご紹介させていただいております。

岐南町所蔵の芸術品等の記録簿につきましては、町の財産として購入したものにつきましては町有備品財産台帳に、寄附採納による芸術品につきましては寄附採納綴りにて記録しており、中央公民館や町民センター等、町有施設で展示してあるものにつきましては、美術品管理簿で施設ごとに美術品の写真と一緒に、分かる範囲内で作者を作品名等についても管理しているところがございます。今後、さらに整備を進め、皆様に観賞していただける施設につきましては、ご案内ができるよう、分かりやすい案内も作成していきたいと考えております。

続きまして、3番目のご質問、類似書籍の発行から数十年を経過している。新規発行、ネット配信を計画されたいについてお答えいたします。

現在、町のぎなんネット、及び図書館のホームページを利用し、文化財について写真と紹介文を載せて紹介しております。伏屋地区に江戸時代後期から伝承されている岐阜県指定重要無形民俗文化財「岐南町伏屋の獅子芝居」につきましては、動画「岐南町伏屋の獅子芝居」も掲載し、情報発信に努めております。

若宮地白山神社境内のクロガネモチにつきましては、昭和53年11月15日、岐南町指定天然記念物に指定されておりましたが、残念ながら「樹体内部の腐朽が著しく、腐朽箇所が再生不可であり、樹皮の壊死による形成層の欠損が広範囲で、樹勢の回復は容易でないことや、今後さらに衰退すると想定され、天然記念物としての価値を損なうと判断される」との理由で、令和4年4月4日に指定解除となっております。

しかしながら、今年の4月には30年ぶりに岐南町指定有形民俗文化財として「伏屋の地芝居衣装」を指定いたしました。この「伏屋の地芝居衣装」は、伏屋地区で行われてきた地芝居で使用されてきたものであり、江戸時代後期から明治時代中期にかけて制作されたものと見られる、かなり高度な技術で作られたものも含まれます。現在、岐南町伏屋獅子舞保存会が所有する地芝居衣装のうち、特に貴重な14点が有形民俗文化財に指定されています。14点の衣装のうち、荒武者などの立ち回り役が使う「四天」の写真をホームページにて掲載しております。町といたしましては、現在保管されている多くの文化財を保管管理を引き続き継続してまいります。

また、二町教育委員会及び関係者のご意見を伺いながら、町が指定した文化財に関



する文献も、平成15年発行の「ふるさとの文化財」から19年、平成29年発行の「ふるさと岐南町物語」から5年が経過しております。その間、特に今年度につきましては、文化財の指定や解除、寄附も多くいただいております。そのようなことから、書籍の発行については前向きに考えてまいります。

現在ある図書館、民俗資料館の機能を生かしながら、ホームページ等でも岐南町に残る貴重な文化財等の情報を発信できるようにしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 7番 櫻井 明議員。

○7番（櫻井 明君） 議長にお許しをいただきましたので、再質問1点だけ。

これは私の要望というか、お考えを切に聞きたいんですが、実は今般にわたって私が調べようと思って、町のホームページ等から入ろうと思っても、入らないんですね。町の文化財というように打てば、そんな項目がないということで打ち返されます。なかなか難しい。図書館においてもそう。そして、ようやく民俗資料館に入って、そこから一部のものは見ることができたということでもあります。

今ご答弁いただきましたように、ホームページ等、ネットでもやっていただけるといことですので、大変期待しております。そのときはどうぞ分かりやすく簡単に確実に、全ての文言が正しくないとはヒットしないという、これを改めていただいて、そのようなことから、分かりやすく入れるようなことを少しお考えいただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。それについてのお考えをお聞かせください。よろしくどうぞ。

○議長（松原浩二君） 堀場康伸住民部長。

○住民部長（堀場康伸君） 櫻井議員の今の再質問についてお答えいたします。

ホームページのほうの公開につきましては、検索等、分かりやすい形で実施していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） ここで昼食のため暫時休憩いたします。午後1時から再開いたします。

午前11時49分 休憩

午後 1時 再開

○議長（松原浩二君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。

2番 村山博司議員。

○2番（村山博司君） 2番議員 村山でございます。議長のお許しをいただきました

ので、これより一般質問させていただきます。大きく3つの項目について質問させていただきます。

まず最初に、学校教育での人権問題の取組と教育現場での働き方改革についてであります。

先般、令和4年度岐南町青少年健全育成大会、少年の主張発表会が令和4年6月11日土曜日に開催されました。小学校6年生3名、中学生6名が発表され、その中で東小6年生の児童が「戦争を起こしてはいけない理由」の題名でロシアのウクライナ侵略問題を取り上げ、平和な社会のありがたさを発表されて、私も非常に感銘いたしました。

そこで、1つ目質問いたします。人権平和を尊重する環境づくりの取組について伺います。

ロシアのウクライナ侵攻が始まり、やがて4か月になろうとしております。いつ終息するのか解決できない現状であります。戦争、テロ撲滅のためにも人権問題、貧困の解消、平和な社会、命の貴さの教育が望まれます。教育現場での取組について伺います。

2つ目、教育現場での言論の自由と誹謗中傷について伺います。

表現の自由は、日本国憲法第21条で認められている国民の権利であります。第1項には、集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由はこれを保護するとあり、第2項には、検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならないとあります。憲法で保障されている表現の自由は、他人の利益や権利との関係から制約が存在し、憲法13条の公共の福祉による制限を受けるとするのが通説であり、プライバシーの権利、肖像権、環境権などの権利を侵害してまで表現の自由は保障されていないと言われております。表現の自由は憲法で保障されている権利ではありますが、何を言ってもいいわけではないと思います。ヘイトスピーチのように名誉棄損や他人を傷つけてまで表現の自由が認められるかは甚だ疑問であります。

ところで、政府は2022年3月8日、インターネット上の誹謗中傷を抑止するため、侮辱罪を厳罰化することを盛り込んだ刑法等の改正案を閣議決定しました。法改正により厳罰化を検討する契機となったのは、テレビ番組に出演していた女性がSNS(会員制交流サイト)で厳しい中傷にさらされて自ら命を絶ったことであります。中傷した男性2人は侮辱罪で科料9,000円の略式命令を受けましたが、軽過ぎるという批判がありました。

法務省によると、平成31年から令和元年におけるインターネット上での人権侵犯事件は1,985件あり、平成22年のおよそ3倍にまで伸びています。侮辱罪は、公然と人

を侮辱した行為に適用され、改正案では1年以下の懲役、もしくは禁錮30万円以下の罰金、または拘留もしくは科料とする。そして、刑事責任が問えなくなる公訴時効も1年から3年に伸びております。罰則が強化されれば、悪質な書き込みの抑制が期待できるかもしれません。SNSやネット掲示板の利用者は悪意ある投稿が人の人生を大きく変え、重い刑罰が科せられることもあると自覚する必要があります。

去る6月13日、参議院本会議でインターネット上の誹謗中傷対策等を強化するため、侮辱罪を厳罰化する法改正刑法が可決成立いたしました。侮辱罪は公然と人をおとしめる行為が対象で、現行の法定刑は、拘留30日未満か科料1万円未満で、この改正法では、これに1年以下の懲役、禁錮または30万円以下の罰金が追加されます。

一方、誹謗中傷と正当な批判を区別する難しさもあります。言論の自由も含め、丁寧な議論、教育が求められます。人間の命は地球より重いんです。幼い命を守り、そしていじめ問題解決のためにも教育現場、社会の対応が不可欠であり、侮辱罪の根絶を求めるものであります。所見をお伺いいたします。

3つ目、岐阜県迷惑行為防止条例についてお伺いいたします。

この条例は、旧「岐阜県公衆に著しく迷惑をかける行為等の防止に関する条例」が改正され、新名称として「岐阜県迷惑行為防止条例」に変わり、令和2年4月1日に施行された条例であります。内容は、痴漢、盗撮、のぞきの禁止を規制する場所の拡大であります。また、これまでの規制されていた公共の場所、乗り物に加え、学校、事務所、タクシー等、不特定多数の人が利用する場所を規制、さらに盗撮、のぞきは住居の浴場や便所、会社等の更衣室を規制しております。

特に、今回の条例改正は、嫌がらせ行為の禁止が追加されたことが注目点であります。具体的には、うろつき、行動監視、名誉を害すること、性的羞恥心を害することの告知等を規制するものであり、これに違反した場合は、6か月以上の懲役、50万円以下の罰金、常習者は罰則が重くなります。

当然、我々社会人も子供たちの模範となる行動を示さなければなりません。より安心・安全なまち岐南町を目指すためにも、人権侵害を防がなければなりません。条例で必要な事項を定めることも妨げないと県条例でうたっていますが、町における条例の制定の考えがあるかをお伺いいたします。

4つ目、教員の働き方改革についてお伺いいたします。

先日、岐阜新聞に掲載された記事をご紹介します。質問いたします。下呂市は、教員の働き方改革のため、令和4年4月より市内の全中学校で下校時間を原則午後4時半としております。これまで放課後の午後6時ごろまで部活動を行っていましたが、授業時間を充てて週2回とし、終了時間も早めました。結果、以前は教職員が仕事に終わ

れて遅くまで残業する姿が常態化していましたが、本年度においては働く時間が確実に短くなり、効果が出ているとのことであります。

また、生徒への好影響もあり、時間にゆとりができたことで、国のGIGAスクール構想で導入され、リモート授業等などにも役立ったタブレット端末を活用し、下校後の学習や意見交換に活用しているほか、部活動の自主練習の方法を教員とともに熱心に研究したりする生徒もいるということでもあります。また、コミュニティバス、これ「げろバス」ですが、げろバスも4月からは午後4時半の下校に合わせたダイヤを改正し、市を挙げてこの取組を支援しているということでもあります。当町においても教員の働き方改革GIGAスクール構想の推奨の参考になるのではないかと思います。ご意見を伺います。

5つ目、教室における健康的な学習環境を確保するための対策について伺います。

改めて言うまでもありませんが、新型コロナウイルス感染症の政府の注意喚起。

1つ目として、換気の悪い密閉空間、2つ目、多数が集まる密集場所、3つ目、間近で会話や発生をする密接空間、この3つの密の1つの密閉の対策として換気が有効であります。WHOも空気感染を起こす「結核・はしかの拡散」と「換気回数の少なさ」の関係を認めています。

近年の地球温暖化に伴い、教室には冷暖房設備が導入されましたが、加えてコロナや新種ウイルスと共存し得る換気設備が必要であります。冷暖房設備は空気を循環するだけで換気は行っておりません。

文部科学省によりますと、学校環境衛生の基準では、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等ごとに児童生徒の呼気から二酸化炭素の発生量に基づき、換気回数が規定されております。窓を開けることにより空調の効きが悪く不快、また光熱費も高くなります。窓開け換気の課題を解決するために、高機能換気設備が必要であると思います。子供たちに安全に伸び伸びと学習ができる環境を提供してはどうかと思いますが、所見をお伺いします。

以上です。

○議長（松原浩二君） 小島英雄町長。

○町長（小島英雄君） 村山議員の1項目め、学校教育での人権問題の取組と教育現場での働き方改革についての3番目のご質問、岐阜県迷惑行為防止条例についてお答えいたします。

近年、SNS等で誹謗中傷被害が顕在化し、被害者が自ら命を絶ってしまうなど、深刻な社会問題となっております。その問題に対して、安全で平穏な生活を保持するために、住民に不安感を与える悪質な迷惑行為を取り締まることを目的として、議員

ご指摘の岐阜県迷惑行為防止条例があります。

この条例の中で、第4条に嫌がらせ行為の禁止の条項があり、この中の第7号に、その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くことを禁止事項の1つとして掲げています。また、岐阜県迷惑行為防止条例は、条例であっても刑罰が適用され、違反すれば刑事事件として扱われ、逮捕される場合もあります。この条例第4条に違反した者には6か月以下の懲役、又は50万円以下の罰金に処する罰則規定が設けられております。

誹謗中傷により人前やインターネット上で誰かを公然と侮辱した場合、多くは侮辱罪が適用されます。国会において侮辱罪の法定刑を引き上げる刑法の一部の改正がなされ、「1年以下の懲役・禁錮又は30万円以下の罰金」が追加されました。これにより取り返しのつかない人権侵害を防ぐことができるとともに、悪質な書き込み等が抑制されることも期待できます。

ある掲示板では、町長である私や一部の議員の皆さんへの看過しがたい悪質な投稿が特定の人物により意図的に掲載されているように見受けられます。また、イニシャルや伏せ字、匿名表記などであっても、その内容から第三者が容易に人物の特定が可能な場合は名誉棄損に該当します。このようなSNS等で不特定多数の人が情報を目にする場で他人を誹謗中傷する行為が侮辱罪であります。この誹謗中傷の投稿が人の人生を大きく変え、社会問題として大きく取り上げられた事例は記憶に新しいところであります。これによって、さらに誹謗中傷の投稿をした者は重い刑罰が科せられることを自覚する必要があります。SNS等で公然と傷つけ、苦しめたりする者に対し厳しい処罰を求めることは当然であります。

なお、国において侮辱罪や名誉毀損罪がより厳しくなりましたので、町として独自の条例を制定はしませんが、他市町の動向を見ながら注視しながら制定するかしないかは決めてまいりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（松原浩二君） 野原弘康教育長。

○教育長（野原弘康君） 村山議員の1項目め、1番目のご質問、人権平和を尊重する環境づくりの取組についてお答えをいたします。

本題に入る前に、人権についての私が思っていることを少し述べさせていただこうと思います。私たちはふだんから人権という言葉を使っておりますけれども、その言葉の重みを本当に十分理解をしているのか、自戒を込めて問うこともあります。

岐阜県人権教育協議会委員で詩人の桑原 律先生という方がいらっしゃいますが、「光は風のなかに」という詩集において、人権感覚を次のようにつづっていらっしゃ

います。「人権感覚って何ですか」の問いに、大きく4つです。怪我をして苦しんでいる人があれば、そのまま素通りしないで、大丈夫ですかと助け励ます心のこと。悲しみにうち沈んでいる人があれば、見て見ぬふりをしないで、一緒に考えましょうと共に語らう心のこと。偏見と差別に思い悩んでいる人があれば、我が事のように感じてそんなことは許せないと自ら進んで行動する心のこと。素通りをしない心、見て見ぬふりをしない心、他者の苦悩を我が苦悩として人間尊重のために行動する心のことと4つのフレーズで思いをまとめていらっしゃいます。本当に自分がそういうことができているのか、時に見詰めること、そういったことを忘れてはいけないなど思っています。

さて、こうした人権感覚を磨くには、一つの事象に気づくこと、それについて考えること、行動することが大事であり、人権教育を通して、認識力、自己啓発力、行動力、この3つの力を育むことを目指しています。

そのために羽島郡の各小中学校においては、次の実践を行っております。特別な教科道徳の時間では、思いやりを主題とした資料を通して自己を見詰めたり、学級活動ではいじめ問題も含め仲間との関わりについて考えたりするなど、直接人権について学ぶ1時間の授業もごございます。

また、教科指導において意見を述べ合う対話的な授業を通して、聞き手や話し手を尊重した、聞くこと、話すことの姿勢づくりや、あるいは人権週間の「ひびきあいの日」では、17の人権課題やSDGsと関わらせた取組を行っている学校もごございます。さらに、日常生活における互いの挨拶や感謝の言葉がけ、仲間のよさを見つけ伝える活動も人間教育の大切な実践の場であると考えております。

村山議員ご指摘のロシアウクライナ侵攻に関わっては、学校間や学年の発達段階により、その内容の取扱いに違いは見られますが、平和学習と関連をさせたり、帰りの会等で最近のニュースについて考え、意見交流をしたりする場を設けております。本年度の岐南町少年の主張発表会において、一人の児童が「戦争を起こしてはいけない理由」と題して、堂々と主張しましたが、こうした姿で現れていることは、一つの実践の成果であるとも捉えております。

続いて、2番目のご質問、教育現場での言論の自由と誹謗中傷についてお答えします。特に誹謗中傷に焦点を当ててお答えをいたします。

村山議員ご指摘のとおり、インターネット上での誹謗中傷が増加しており、被害に遭った有名人や芸能人が自殺を図る事件も発生しております。これは大きな社会問題でもあり、さきにも述べましたように人権教育の大切さを痛感しております。とりわけSNSでの誹謗中傷は、思いのすれ違いや気に入らない小さな言動に対して当事者

の感情を含めた情報を書き込むことから始まります。そして、その情報を目にした人は、全てを理解しているわけではないのに、自分は正義の味方で注意喚起したように投稿が膨れ上がり大きくなっていくようです。学校ではこうした事案の未然防止や、発生した場合の早期発見、早期対応ができるよう、定期的、継続的に情報モラルに関わる指導を進めております。

SNSなどを利用した人格を否定するネット上の投稿がどれほど危険で、どれほど他人のプライバシーや人権を傷つけ、犯罪につながっていくことを具体的な事例から学び、適切な判断に基づく言動につながるよう指導をしております。また、保護者や地域にも情報モラル、いわゆる影の部分に関する情報を提供し、共に考えていただくよう努めております。

さらに、いじめについて考える機会においても、SNS等の利用を取り上げ、児童生徒の活用実態の把握に努めております。また、身近に問題が発生した場合は、事実を確かめ共に考え、これからの生活につなぐ指導を行っております。

学校においては以上述べました指導を行っておりますが、議員ご指摘の根絶に向けては、誹謗中傷が起きない温かい風土を地域社会全体でつくることが何よりも大切だと考えております。「子は親の鏡」「親の背中を見て子は育つ」の言葉がございます。私たち大人が人格の否定につながる誹謗中傷をしない、許さない社会をつくる努力が子供たちに手本を示し、姿を通した教育であると思っております。

続いて、4番目のご質問に移ります。教員の働き方改革についてでございます。

教職員の働き方改革として、現在大きく4点で進めております。1点目は、勤務時間の管理徹底、勤務時間を意識した働き方の推進です。学校においてノー残業デーを設定し、決められた時刻までに退勤する。遅くとも19時までに退勤できるよう計画的に業務を進め、時間外勤務の削減に努めております。

2点目は業務の見直しです。各学校において学校行事の精選や内容の見直し、準備の簡素化を図ることや、DXによるアンケート集計やペーパーレス化など、業務の効率化を推進しております。

3点目は部活動指導に関わる負担軽減です。顧問間で適切な業務分担を行うとともに、外部指導者を積極的に活用するなど、休日の部活動の在り方については検討を進めているところでございます。

4点目は学校を支える体制の整備です。教育業務を補助するスクールサポートスタッフの活用や、町費で採用をいただいている教育支援スタッフ、学習支援スタッフ、アシスタントティーチャーの活用でございます。非常にありがたく思っております。こうした取組を通して、最大の時間外勤務が月間45時間、年間360時間を超える教職

員をゼロにすることを目指しております。これまで働き方改革を進めてきたことで年々時間外勤務の削減が進むとともに、教職員の時間や業務に対する感覚が変わってきたようにも感じております。

村山議員ご指摘の下呂市では、全6中学校が今年度から生徒の最終下校時刻を4時半に統一し、夏季は午後6時ごろまで行っていた部活動の終了時刻を繰り上げ、教員も早めに帰宅できるよう取組を行っております。中学校の規模や学校数、部活動数、地域の環境等を鑑み、その取組が本町にそのまま当てはめられるものではないと思っております。しかし、羽島郡の特徴を生かすことで教職員の多忙感をなくし、子供たちと関わる中で喜びや感動を味わうこと、授業力の向上や児童生徒理解を深めることなど、教職員の資質を高めながら改革を進めていきたいと考えております。特に、部活動に関しましては、地域の実態に合った活動が展開できるように、児童生徒と教職員の充実感につながるよう検討委員会で議論してまいります。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 堀場康伸住民部長。

○住民部長（堀場康伸君） 村山議員の1項目め、学校教育での人権問題の取組と教育現場での働き方改革についての5番目の質問、教室における健康的な学習環境を確保するための対策についてお答えいたします。

小中学校の教室のエアコン設備は、平成24年度に3小学校の校舎に新設、中学校は令和2年度に古いものから新しいものに更新する機能復旧工事を行いました。小中学校ともエアコンとは別に、全校舎集中型の全熱交換器を使用した換気システムを既に整備しております。

一般的な換気は、換気を行うと室内の温度変化が起こりますが、全熱交換器であれば、換気による室内の温度変化を抑えることができます。全熱交換器は、冷房の場合、室内の冷えた空気を吸い込むと同時に、屋外の暑い新鮮な空気を吸い込み、熱交換エレメントで室内の空気と屋外からの空気を交差させることにより、熱を移し、熱を移され熱くなった室内からの空気、室温より熱くなった空気は屋外へ排出、熱を奪われた新鮮な空気、外気より冷えた空気は室内へ送られます。そのため窓を閉めたまま換気ができることに加え、外気を室温に近い温度に変化することができるので、エアコンの負荷軽減になり、換気とエアコンを併用することで省エネにもつながります。また、この全熱交換器は空調未使用時でも常時喚起しており、窓を閉めたままでも2時間で全ての空気を入れ換えることが可能となっています。なお、今年度の東小学校増築工事においても同様の換気システムを教室ごとに設置する予定でございます。

以上でございます。



○議長（松原浩二君） 2番 村山博司議員。

○2番（村山博司君） 町長、教育長はじめ住民部長、ご答弁ありがとうございました。

それでは、2つ目の質問に入らせていただきます。岐阜連携都市圏と町の連携協約についてであります。

1つ目、岐阜連携都市圏連携協約締結の目的と効果について。

平成29年11月2日、岐阜市と山県市、瑞穂市、本巣市、笠松町、北方町との間で連携中枢都市圏形成に係る連携協約が締結されております。この協約は、人口減少時代に構成する各都市町の資源や施策を生かしながら、圏域として多様な地域の個性が輝き、住み続けたいと思える岐阜連携都市圏の形成が目的であります。圏域の効果あるいは将来像、課題についてお伺いします。

2つ目、コミュニティバスの他の市町村への乗入れについてです。

岐阜連携都市圏の課題として公共交通の問題があります。県域内の各市町が公共交通施策をそれぞれ行っておりますが、結びつきを強くする必要があります。また、高齢社会が進展する中で、地域公共交通のネットワーク化を図るなど、公共交通の充実と連携が必要となる連携都市圏の目指す方向性、将来像、連携協約に基づき推進する具体的取組を精査し、町民の要望があるコミュニティバスの松波病院、各務原イオン、JR岐阜駅の直接乗入れが何とか協約でできないか、お伺いします。

3つ目、岐阜大学と町との連携協定による事業についてお伺いします。

これは平成28年1月29日、岐阜大学と包括的に連携する協定を締結し、7つの分野での連携を図ることとなっております。1つ目、地域コミュニティの活性化に関すること。2つ目、地域産業の活性化、就労基盤の整備に関すること。3つ目、賑わいの創出に関すること。4つ目、教育、文化及びスポーツの振興に関すること。5つ目、高齢者及び障害者福祉の充実に関すること、6つ目、安心して暮らせるまちづくりに関すること。7つ目、人材育成に関すること。以上、7つの分野における成果及び今後の町の課題、解決の取組について具体的にお伺いします。

4番目、岐阜聖徳学園大学、同大学短期大学部との包括的連携協定による事業についてお伺いいたします。

これは平成29年4月20日以前より、社会教育活動やイベントへの参加等で町と関わりのある岐阜聖徳学園大学等と包括的連携に関する協定を締結しております。連携・協定内容は、1つ目、まちづくり及び地域社会の活性化に関すること。2つ目、教育及び学習活動に関すること。3つ目、災害対応に関すること。4つ目、人材育成に関すること。5つ目、その他前条の目的を達成するために必要な分野に関すること。今後協働して取り組む大学等と協議してきた具体的な内容についてお伺いいたします。

5番目、企業との連携協定の予定についてお伺いいたします。

まちづくりの課題として、1つ目、人口減少、少子高齢化の進行。2つ目、雇用状況や情報化による仕事の変化。3つ目、協働のまちづくりの必要性の高まり。4つ目、地域内交通の充実。以上の課題解決のため、企業協力・連携も必要だと思います。今後、企業との協定の締結により、まちづくり課題、解決、発展の施策の予定はあるのか、お伺いいたします。

以上です。

○議長（松原浩二君） 三輪 学総合政策部長。

○総合政策部長（三輪 学君） 村山議員の2項目め、岐阜連携都市圏についての1番目のご質問、岐阜連携都市圏連携協約締結の目的と効果についてお答えいたします。

議員のご質問にございますとおり、岐阜連携都市圏の現在の構成市町は、岐阜市、羽島市、山県市、瑞穂市、本巣市、笠松町、北方町、岐南町の5市3町であります。これを形成するため、本町は平成29年11月2日に中核市である岐阜市と連携協約を締結いたしました。

当該協約書には、連携協約の目的を圏域全体の経済を牽引し、都市機能や生活機能を高めることで圏域住民の暮らしを支え、魅力的で持続可能な圏域を形成することとし、取り組むべき事項として、産・学・金・官・民が協議する場の設置、地域資源を活用した地域ブランドの育成、地域医療の充実、地域公共交通の維持、公共施設の相互利用、地域の賑わいの創出、圏域内での地産地消などが挙げられております。

そして、その目的を達成するため、本町ではビジョン懇談会の運営やふるさと納税の共通返礼品事業など、39に上る取組を進めているところでございます。また、それら全ての事業に具体的な目標を設定し、事業費を含めた評価を継続的に行っており、着実に成果が出ていることを確認しております。

引き続き、将来世代に安定した活力ある社会を残せる圏域の形成を目指し、構成市町の協力関係をさらに深化させ、様々な事業に積極的に取り組んでまいります。

次に、2番目のご質問、コミュニティバスの他の市町村への乗り入れについてお答えいたします。

自治体が地域公共交通の維持のために行うコミュニティバス事業は、運送事業者、交通管理者、住民などの関係者が一堂に会した公共交通会議でその内容を議論し、それら全ての関係者が協力して取り組んでいくもので、そのようなスキームは平成18年の道路運送法の改正によってつくられました。そのため、コミュニティバスの他市町への乗入れは関係する自治体だけで決定できない事項でございます。過去に岐阜連携都市圏の分野別会議で話題になったことはありましたが、課題も多く実現には至って

おりません。岐阜連携都市圏では高齢社会が進展する中での地域公共交通の維持という共通の課題に対して、各市町に適した公共交通を構築すべく情報交換を続けているところでございます。

次に、3番目のご質問、岐阜大学との連携協定による事業についてと、4番目のご質問、岐阜聖徳学園大学、同短期大学部との包括的連携協定による事業については、共に学官連携に関するところでございますので、併せてお答えいたします。

本町における学官連携につきましては、地域コミュニティの発展や未来を担う人材育成に寄与することを目的として、岐阜大学とは平成28年1月29日、岐阜聖徳学園大学並びに同短期大学部とは平成29年4月20日にそれぞれ協定を締結いたしました。連携・協力の内容は、地域の活性化に関すること、教育、文化振興に関すること、安心して暮らせるまちづくりに関すること、人材育成に関することなどでございます。

これらの協定により実施してまいりました事業、並びに本年度実施する事業につきましてご説明いたします。岐阜大学とは本町の農業、農産物の魅力や素材探しの共同研究、若い世代の投票率をアップさせるアイデアを考える町民ワークショップ、小学生を対象としたプログラミング体験講座などの事業を実施してまいりました。岐阜聖徳学園大学とは小学生英語教室、子育て支援講座、高齢者向け公民館講座などの事業を実施してまいりました。そして、本年度は岐阜大学教育部と笠松町との友好交流連携事業である現代アートの展覧会事業を行います。岐阜聖徳学園大学とは新型コロナの影響で2年間中止を余儀なくされていた中学生英語教室などの事業を行います。

町といたしましては、専門性が高く、多様な人材を有する地域の大学と連携し、両者の相互発展につながる事業をこれからも計画、実施してまいりたいと考えております。

最後に、5番目のご質問、企業との連携協定の予定についてお答えいたします。

企業等との連携については、現在持続可能な都市農業の推進などを図るため、岐南町農業振興協議会を設置し、大学教授、農業生産者、農業法人、農協などの産・学・官・民と具体的な事業を協力・連携し進めております。今後、他市町の例もございませぬので、岐阜連携都市圏の会議などで情報を収集し、本町の課題解決につながると思われるものがあれば、事業化へ模索してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 2番 村山博司議員。

○4番（三宅祐司君） 総合政策部長、ありがとうございました。

それでは、3つ目の質問に入らせていただきます。今後のマスク着用の考え方について伺いいたします。

去る5月12日、記者会見で官房長官が、気温、湿度が高いときは熱中症のリスクも高くなるので、2メートル以上の距離が確保できている場合はマスクを外すことを推奨されました。また、5月13日、首相がテレビ番組の中で、5月の新型コロナウイルスの感染状況を見極め、6月にも行動制限を緩和する方針を示しております。その中で、マスク着用の緩和の可能性を言及しております。町としての考え方、対応についてお伺いいたします。

1つ目、子供、その保護者への説明についてであります。

乳幼児（2歳未満）、それと保育所、認定こども園、幼稚園などに通う幼児、小学生、中学生等、学校生活を過ごす子供、そしてその保護者を含めトラブルが起きないようにするために、マニュアルを示し、周知徹底するべきだと思いますが、町の対応、見解についてお伺いいたします。

2つ目、マスクをしていない人への非難問題についてであります。

感染者高止まりでとても終息に向かっているとは思えません。感染対策を怠るわけにはいきませんが、経済活動への影響を最小限に抑え、再開もしなければなりません。さきに述べたように、これからの季節、熱中症の問題も考慮しなければなりません。引き続きマスク着用を含めた基本的な感染対策を徹底して、マスク着用が緩和されたときの留意すべき点をリーフレット等を作成し、丁寧に周知する必要があると思います。町の見解、対策についてお伺いいたします。

3つ目、公共施設等の利用の緩和、行事について質問いたします。

本年度、コロナ禍である令和4年度、町の行事あるいは自治会主催の行事、また公共施設等の利用の見直し等、今後の予定、取組についてお伺いいたします。

以上です。

○議長（松原浩二君） 中村宏泰福祉部長。

○福祉部長（中村宏泰君） 村山議員の3項目め、マスクの着用についての1番目のご質問、小中学校、保育園に対してはトラブルが起きないようにするためにマニュアルを示す必要があるのではについてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染防止対策としてマスク着用の生活が始まり、3年目の夏を迎えようとしておりますが、日常生活でのマスク着用は習慣として、あるいは体の一部として人々の中に定着しております。政府におきましては、コロナの感染防止対策と社会経済活動の両立を力強く推進していく姿勢を打ち出しており、これまでの自粛ムードを徐々に緩和していくこととしております。マスク着用の緩和もその一つでございます。

先月25日、厚生労働省より、「屋外・屋内におけるマスクの着用」に関する通知が

各自治体にありました。その中の一つに、子供のマスク着用に関する指針が示されており、例えば小学校以上の子供については、人との距離が2メートル以上確保できる屋外や、読書や自主学習など会話をほとんど行わない屋内ではマスク不要、あるいは2歳未満の子供はマスク着用を求めないなど、これまでの一律の着用から大きく緩和されました。

それに伴い小中学校に対しては二町教育委員会を通じて文部科学省作成の「衛生管理マニュアル」を、保育施設に対しては健康推進課を通じて厚生労働省作成の「新型コロナウイルス感染症対策に関する保育所等に関するQ&A」をそれぞれ通知したところでございます。これらのマニュアル等には各現場での対応方法が詳しく説明されていることから、町としましてもこれに準拠し対応してまいりたいと考えております。

次に、2番目のご質問、マスクを着用していない人への非難問題を踏まえて、マスク着用が緩和されたときの留意すべき点についてお答えいたします。

民間の調査会社JOB総研が先月11日に、20歳から59歳の社会人708名を対象にマスク着用に関する意識調査を行いました。その結果、「今後もマスク着用を続けるか」との問いに対し、「続ける」と答えた割合は87.3%、「続けない」が12.7%でした。また、マスクをしていない人への印象について、「関わりたくない」と答えた割合は36.5%、「特に思うことはない」が34.2%、「不快に感じる」が25.6%であり、マスクの非着用に対して否定的な意見が多数を占めております。

厚生労働省は、マスクの一律着用を見直し、必要に応じてマスクの非着用を認めておりますが、この調査からも分かるとおり、社会全体で受容できるまでには相当期間を要するものと推察いたします。

マスクの着用が感染拡大防止にすぐれていることはこれまでの経験の中から学んできた教訓であります。しかしながら、マスク着用の規制緩和の過程で、マスクを着用しない方、あるいは障害や疾患を理由にマスクを着用できない方に対し同調圧力や排斥行為につながることは決して容認されるものではございません。

そういった偏見や差別が助長されないよう国は国民に対して注意喚起を行ってききましたが、町としましても、あらゆる機会を捉え、家庭や地域、学校や企業などでそのような風潮が生じないように、リーフレット等により積極的に啓発活動を行ってまいります。

次に、3番目のご質問、公共施設での利用の緩和、行事について、今後の予定、取組についてお答えいたします。

内閣府が作成した新型コロナウイルス感染症対策の一つに、業種別ガイドラインがあり、スポーツイベントや地域でのお祭り、観光旅行や飲食など、国民生活を営む上

での様々な業種の感染対策が集約されております。例えば、町の中央公民館や町民センターにおきましては、広域財団法人全国公民館連合会作成の「公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」に準拠した運用を行っており、会合や各種講座、イベント開催の施設の利用を2分の1にするなど、感染予防に努めてきたところでございます。

本町におきましては、これまでに新規感染者数は1,800名を超えており、感染拡大の第6波以降も高止まりのまま推移している状況でございます。したがって、今後の公共施設の利用や行事の開催につきましては、同ガイドラインに沿って感染防止対策を万全にしながら慎重に規制緩和を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） ここで暫時休憩いたします。2時より再開いたします。

午後1時50分 休憩

午後1時59分 再開

○議長（松原浩二君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。

9番 木下美津子議員。

○9番（木下美津子君） 9番議員、木下でございます。議長よりお許しをいただきましたので、発言させていただきます。通告に従い3項目の質問を分割質問させていただきます。

1項目めは、地方創生臨時交付金拡充に対する町の考えをお聞かせください。

新型コロナウイルス感染症の経済対策として、各自治体が地域の実情に応じて必要な事業を実施することができる新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、令和3年、昨年4月に創設されました。それに加えて、本年4月26日に原油価格と物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担軽減のため、地方創生臨時交付金が拡充されました。既に国より各自治体に交付限度額が通知され、先日岐南町へは約5,846万円との通知があったとお聞きいたしました。実施計画の国への提出は7月29日締切りと伺っております。私もこの交付金拡充を受け、町長に要望書を提出させていただきましたが、その後もいろいろと調査をする中で、岐南町としての方向性、そしてお考えをお聞かせいただきたく、今回一般質問の項目に入れさせていただきます。

今回の地方創生臨時交付金の拡充は、新たに原油価格・物価高騰対応分として生活者や事業者を支援していくことが目的でございます。生活者支援の事例としてよく聞かれるのが、学校給食費の負担軽減ですが、岐南町におきましては、既に手厚い子育て

て支援として実施していただいております。そうした中で、給食費の負担軽減は学校だけでなく、保育所、幼稚園、認定こども園、認可外保育施設、介護施設、そして子ども食堂支援にも適用可能とのことを知りました。また、生活インフラとして欠かせない水道、電気、ガスなどの公共料金への負担軽減策にも充てることができます。そして、総合緊急対策に盛り込まれました2022年度に新たに住民税非課税世帯になった世帯への10万円給付や、所得が低い子育て世帯への子供1人当たり5万円給付についても、対象拡大や支給額の上乗せができます。ほかには、障害者や在留外国人への就労支援、また私立高校授業料実質無償化の対象外生徒に対する授業料軽減や大学、専門学校等の奨学金の返済期の方への支援なども考えられます。ほかにもプレミアム商品券の発行などが示されます。

事業者支援の事例としては、バス・タクシー等公共交通、またトラックなど、地域の物流分野、製造業、農業支援が挙げられます。原油高騰対策としてトラック運送や貸切バス、タクシー、介護タクシー、自動車運転代行といった中小企業と個人事業主に対して燃料購入費用の一部支援を始めてもいます。また、商工会等を通じて実施されていますコロナ禍の影響を受けた事業の継続、回復を支援する中小企業や個人事業者のための事業復活支援金などがありますが、そういった支援の金額の上乗せも可能ではないでしょうか。

最後に、3月に私たち公明党は、全国一斉に国民生活総点検を実施いたしました。その中で多子世帯や独り親世帯の経済的支援を求める声が多くあり、子育てや教育に関する経済的負担の軽減や、特に子供の年齢等に応じたきめ細かな支援策の重要性が浮き彫りになりました。また、中小、小規模事業者では、従業員が5人以下の小規模事業者は事業継続する際の補助金や資金繰りの支援を望む声が多く、6人以上の事業者は賃上げに向けた取組や人材確保のための財政支援を望んでいることが分かりました。こうしたことを踏まえ、岐南町としてはどういったお考えの下、今回の交付金をどのように活用されることをお考えでしょうか、お聞かせいただきたいと思っております。

ご答弁よろしく願いいたします。

○議長（松原浩二君） 小島英雄町長。

○議長（松原浩二君） 木下議員の1項目め、地方創生臨時交付金拡充に対する町の考え方を問うについてお答えいたします。

このたび、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金において創設されました「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」につきましては、原油価格、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者への支援を、地方自治体が実情に応じきめ細やかに実施できるよう拡充されたものでございます。国の例示では、保育施設や学校に

おける給食費の負担軽減、住民税非課税世帯や独り親家庭等の給付金支給、生活者や事業者への水道、電気、ガス等の公共料金の負担軽減、事業者に対する燃料費高騰の負担軽減などが挙げられております。

本町もコロナ禍における原油価格、物価高騰対応分として5,846万円の交付額が示され、その支援対策の検討を進めているところでございます。併せて、先日議員の皆様からご要望いただきました項目につきましても検討させていただいております。

生活支援措置として私立保育所等の給食費の負担軽減につきましては、県において増額分を支援する事業が予定されておりますので、町では実施いたしません。また、大学、専門学校等の奨学金返済支援につきましては、既に文部科学省において返還期限猶予の臨時措置等が講じられておりますので、臨時交付金の事業対象とはなりません。

次に、生活困窮者に対する臨時特別給付金及び子育て世帯生活支援特別給付金の対象拡大、給付額の上乗せにつきましては、国の制度では住民税非課税世帯等には1世帯当たり10万円、子育て世帯へは1人当たり5万円の給付を行っておりますので、対象拡大、給付金の上乗せは考えておりません。また、公共料金の負担軽減として、上下水道料金の減免事業は昨年度既に実施済みであることから、実施の予定はございません。

事業者支援措置としてご要望がありました地域交通や農業、運輸、製造等中小企業への経営支援、公共料金補助につきましても、県において地場産業への給付金支給事業、地域交通事業者や農家への燃料価格上昇分の支援事業等を実施していることから、町での実施は予定しておりません。

今回の臨時交付金拡充に対する町の考え方といたしましては、原油価格や物価高騰の影響を受けているのは全ての町民や事業者であると捉え、全町民の経済的負担の軽減と地域の経済活動の低迷を防ぐ事業者支援を講じる必要があるとの結論に至りました。さらに、先日松原議長よりご提出いただいた議会提案を拝見し、議会と行政との当該臨時交付金に対する方向性は同じであると認識いたしております。

このことから、全ての町民の方を対象に、個人の経済的負担の軽減につながり、併せて地域経済の活性化をもたらす事業といたしまして、令和2年度に実施しました町内の飲食業、小売業、サービス業等で利用できる地域活性化クーポン券発行事業に類似する制度の事業を実施、議会の提言や公明党としての木下議員の提言を考慮しながら、住民が納得できる交付金となるよう検討してまいりますので、よろしく願いいたします。

以上です。



○議長（松原浩二君） 9番 木下美津子議員。

○9番（木下美津子君） 町長のご丁寧なご答弁、ありがとうございました。

では、2項目めに移ります。带状疱疹予防接種への助成の考え方についてお伺いをいたします。

50代以降で発症する人が多く、特に女性に多く発症する带状疱疹は、痛みを伴い、帯のように広がる病気です。80歳までに約3割、85歳では約半数の人が経験していると言われております。かつては命に関わる病気でしたが、今は効果的な治療薬で治る病気になりました。しかし、治療が遅れると痕が残ったり、合併症を引き起こしやすく、さらに後遺症として带状疱疹後神経痛が起こる可能性があります。60歳以上の带状疱疹患者の約3割が带状疱疹後神経痛に移行すると言われてます。そして、8年以上この後遺症に悩まされている人も珍しくないようでございます。そしてまた、水疱瘡にかかったことのない人が带状疱疹の人に接触すると、ウイルスに感染し、水疱瘡を発症する可能性があり、もしそれが妊婦の方だとしますと胎児に影響が及ぶことがあります、気をつけないといけません。

最近、带状疱疹を発症する人が増えているようです。理由の一つとして過労やストレスなどが挙げられています。また、がん、糖尿病、関節リュウマチ、アトピー性皮膚炎などの基礎疾患や喫煙習慣があると発症しやすいとされています。さらに、現在はコロナワクチン接種後に発症するケースも多いということです。

こうした中、50歳以上の人に対し带状疱疹予防接種が認められています。一つは、従来の水痘ワクチンです。接種は1回、費用は7,000円前後です。発症が約50%に抑えられ、発症しても軽く済みます。带状疱疹後神経痛の発症も約7割抑えられると言われてます。もう一つは、シングリックスという成分のワクチンです。発症後97.2%予防の効果があります。接種は2回で、費用が4万円から5万円かかります。どちらも保険は適用されません。自治体によっては助成しているところがあります。岐南町としてこの带状疱疹予防接種に対してどのようにお考えでしょうか、お聞かせいただきたいと思っております。ご答弁よろしく願いいたします。

○議長（松原浩二君） 中村宏泰福祉部長。

○福祉部長（中村宏泰君） 木下議員の2項目め、带状疱疹予防接種助成の考えについてお答えいたします。

現在、予防接種法の規定に基づき自治体で実施しなければならないとされている予防接種のうち4種混合、麻疹風疹混合、日本脳炎、BCG、子宮頸がん、B型肝炎など11種目については全額公費で賄われております。また、高齢者肺炎球菌、65歳以上のインフルエンザについては費用の一部を助成しております。

本町におきましては、これに加えて妊婦の麻疹風疹混合、満1歳から中学3年生、及び60歳から64歳までの方のインフルエンザ予防接種につきまして、費用の一部を独自に助成しているところでございます。

そこで、ご質問の带状疱疹予防接種のワクチンの種類について少し述べさせていただきます。現在一般的なワクチンとして使用されております乾燥弱毒性水痘ワクチン、いわゆる水疱瘡ワクチンは、それまで小児用に開発され使用していたものを、平成28年に50歳以上の方にも対象を広げ追加承認されたものでございます。その後、平成30年に国内製薬会社ジャパンワクチン社及びイギリスのグラクソ・スミスクライン社が、50歳以上の方を対象に開発した乾燥組換え带状疱疹ワクチンが薬事承認され、国内では2種類のワクチン体制となっております。しかしながら、2種類のワクチンとも带状疱疹に関する検証事例がまだ少ないため、厚生労働省は期待される効果及び導入年齢についてさらに検討していく必要があると判断しており、予防接種法に基づく定期接種に位置づけられておりません。

また、従来の乾燥弱毒性水痘ワクチンの場合、7,000円から1万円の費用で1回の接種で済みますが、新たに追加承認された乾燥組換え带状疱疹ワクチンは1回2万円から2万5,000円の費用で2回接種が必要となります。接種費用が高額な上、特に50歳以上の女性は再発しやすい病気であることから、予防接種法に基づく早期の公費負担が期待されるところであります。県内では輪之内町と神戸町が带状疱疹助成事業を実施しております。

本町におきましては、本年4月、羽島郡医師会より带状疱疹のワクチン接種に関する問合せがありました。その経緯としましては、同医師会に加入しておられる岐南町の医療機関から助成制度の創設を望む声が寄せられたとのことでした。現在、町内で带状疱疹ワクチンを必要としている方がどれぐらいか把握はしておりませんが、今後先進自治体の実例や公費負担の対象外となっている他の疾病との整合性を検討し、助成制度の必要性等について調査研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 9番 木下美津子議員。

○9番（木下美津子君） 2項目めのただいまの答弁に対して、羽島郡医師会からのお問合せとか、また助成制度の必要性等についての調査研究をしていくとのご答弁を伺いまして、今後の推進に期待をしたいと思います。よろしく願いいたします。

では、3項目めに移ります。3項目めは水道管の耐震化と漏水対応についてお伺いをいたします。

1点目は、水道管の耐震についてお聞かせください。

岐南町内の水道管の総延長は約150キロメートルと以前お聞きいたしました。そして、以前、3水源地のループ化と拠点避難所までの水道管の耐震化の計画をお聞きいたしました。政府は国土強靱化に関する計画で、2028年度までに水道管の耐震化率を60%以上とする目標を設定しています。しかし、2020年度末時点の全国の主要水道管の耐震化率は40.7%ということです。岐南町において令和4年度の水道事業会計予算に主要配水管耐震化工事も盛り込まれておりました。

そこでお伺いいたします。岐南町における水道管耐震化の今までの実績と、今後の推進計画をお聞かせください。

2点目は、水道管の漏水調査についてお伺いいたします。

最近、報道の中で全国で地域の水道管の漏水がニュースになっています。生活に欠かせない水を各家庭へ運ぶ水道管の老朽化が問題になっています。水道管の漏水は断水にもつながるため、未然に防ぐ必要があります。しかし、漏水の調査は探知機を使いながら歩いての調査で、人員も限られた中で大変なことと思います。

最近、人工衛星とAIを活用した漏水調査が効率的で費用の削減にもつながり、注目されています。しかし、岐南町単独でこの方式を取り入れることは問題があると思われます。しかし、お隣の岐阜市は本年度水道管の調査に人工衛星とAIを活用することを決定されました。

そこで、提案ですが、岐阜連携都市圏の連携事業として推進してはどうでしょうか。実施の可能性としてどのようにお考えでしょうか、お聞かせいただきたいと思います。

以上で質問を終わります。ご答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（松原浩二君） 安田 悟土木部長。

○土木部長（安田 悟君） 木下議員の3項目目、水道管の耐震化と漏水調査に関する1番目のご質問、水道管の耐震化についてお答えいたします。

本町の水道事業は昭和32年7月の簡易水道事業の創設に始まり、昭和46年3月には町内の簡易水道事業を上水道事業に統合しました。その後、給水人口の増加や生活水準の向上、経済発展などに伴う水需要の急増に対応するため、水源地などの拡張を行い、町民の皆様のご生活と社会経済活動を支えてまいりました。

岐南町第6次総合計画の施策では、安全で良質な水道水を安定的に供給するため、老朽化施設や管路施設の改修、更新を計画的に実施し、災害に強い水道づくりに取り組むこととしております。

近年、全国各地で大規模地震が発生し、水道施設に甚大な被害をもたらしており、今後想定される南海トラフ巨大地震に備え、耐震化を含む災害対策が非常に重要でございます。こうした中、平成25年3月、厚生労働省が新水道ビジョンを策定、本町に

においても策定目標である持続、安全、強靱の視点に立ち、平成29年3月には今後の水道事業の指針となる岐南町水道ビジョンを策定しました。施策課題の一つであります耐震性能の確保につきましては、各家庭に浄水を送る配水管の耐震化を図るため、順次布設替え工事を実施しているところでございます。

町内の配水管は令和3年3月末時点で15万2,741メートルと延長も長く、布設替え工事には多くの費用を要するため、効率的、効果的に進めていく必要がございます。また、水源地施設では、東水源地のみ耐震性能を有しておりますが、西水源地において現在耐震化工事が施工中であり、残る中央水源地につきましても将来的には耐震化が必要となります。

水源施設の耐震化には多くの費用が必要であることから、まずは各水源地のバックアップが可能となる環状管路、ループ化です、各避難所へ配水する管路を主要配水管と位置づけ、耐震化工事を実施しております。対象となる主要配水管の延長は1万4,270メートルでございます。

主要配水管の耐震化工事は、平成20年度より東水源地、中央水源地間を結ぶ管路から実施しており、令和3年度末整備済み延長は8,751.7メートル、耐震化率61.3%であります。今年度につきましても、主要配水管耐震化工事273.8メートルを予定しております。

厚生労働省では、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、新たな中長期目標を掲げ、自然災害発生時の大規模かつ長期的な断水のリスクを軽減することを目的とし、基幹管路の耐震化率を令和10年度達成目標60%と定めております。

本町では現時点で目標を達成しておりますが、清浄で低廉な水を安定供給するため、今後も水道施設のさらなる耐震化を進めてまいります。

続きまして、2番目のご質問、水道管の漏水調査についてお答えいたします。

本町の水道事業は、昭和46年の事業開始から50年以上が経過し、施設の一部では老朽化が見られます。配水管の耐用年数は40年とされており、令和3年度末での配水管総延長15万2,741メートルのうち約3分の1に当たる5万934メートルの配水管が設置後40年を経過しております。

令和3年10月、和歌山市では水管橋破損の影響により長時間断水が発生し、地域住民約6万世帯の生活に多大な影響が生じました。本町におきましては、配水管がループし、各交差点には緊急時に配水を止める弁があるため、断水するエリアを最小限にすることができます。いずれにしましても、老朽管路の更新は必要であると考えます。

料金徴収の対象となる水量を水源地で配水した水量で除した本町の有収率は、令和

3年度末76%であり、全国1万5,000人以上3万人未満の類似団体平均値81.3%を下回っている状況であります。有収率改善に向けての対策としましては、平成27年度から漏水調査を実施、漏水箇所の修繕工事を適宜実施しております。しかし、有収率の大幅な向上につながらないのが現状でございます。

本町での漏水調査は路面音聴調査といい、漏水探知器を使用し、路線を50センチから1メートル間隔で調査、伝達する漏水音を漏水探知器で電氣的に増幅させ、調査員の聴覚により漏水の有無を判別する方法であります。

今年度、岐阜市では衛星画像を解析し、漏水調査を実施する予定であります。この調査は、JAXAの衛星から放射したマイクロ波が地下2メートルまで浸透、水道水に反射して返ってくるマイクロ波の反射特性をAI技術で解析します。直径200メートル程度の漏水可能性区域を絞り、現地で改めて路面音聴調査を実施するものであります。

現在、岐阜県内では岐阜県水道事業広域連携研究会を設置し、県と全市町村で広域連携の可能性に関する検討を行っております。今後、具体的なシミュレーションを通じ、実施可能な広域連携の形を探ることとしております。広域化はスケールメリットによる経費の削減や組織体制の強化等が期待できます。

議員ご提案の人工衛星・AIを活用した漏水調査につきましても、今後調査の実績、費用対効果を検証し、岐南町にとって有益なものであれば導入を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 9番 木下美津子議員。

○9番（木下美津子君） 再質問ではなく、1つ確認をさせていただきたいと思っております。水道管の耐震化について、ちょっと確認させていただきます。

国の国土強靱化の水道管の耐震化の対象は主要管の耐震化で、2028年度までにその60%の耐震化を国は目標としている。2つ目が、岐南町における水道管の主要管の延長は約14キロメートルで、既に約8.7キロメートルは耐震化済みである。3つ目に、現在岐南町の主要管の耐震化率は61.3%で、既に国の目標を達成している。4つ目は、今年度も約270メートルの耐震化を予定している。これが実現しますと、耐震化率は63.2%となる。こういったことを認識させていただきましたけれど、間違いはありませんでしょうか、お答えいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（松原浩二君） 安田 悟土木部長。

○土木部長（安田 悟君） 木下議員の再質問にお答えいたします。

議員のご認識に間違いはございません。議員お見込みのとおり、今年度末耐震化率63.2%となる予定でございます。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） ここで暫時休憩いたします。2時40分より再開いたします。

午後2時33分 休憩

午後2時40分 再開

○議長（松原浩二君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。

5番 後藤友紀議員。

○5番（後藤友紀君） 5番議員、後藤でございます。議長のお許しをいただきましたので、大きく3項目質問をさせていただきます。

まず、1項目めは、新型コロナウイルス感染症における町としての方針について質問いたします。

現在、新型コロナウイルス感染症の感染者は減少傾向にあり、コロナ禍のフェーズが変わりつつあります。政府の方針はウィズコロナへ向かっており、3月17日に新型コロナウイルス対策の指針「基本的対処方針」を改訂し、濃厚接触の特定を一律に求めない方針に転換されました。今後は感染者自身に接触があった人への連絡を委ね、該当する方には健康状態の確認やマスクの着用、会食の自粛などを促すのみになりました。

コロナが始まった当初にも町の事業においては必要性があるものであることから、事業化、予算化し、議決をしたものであって、実施が前提であると申し上げましたが、今年度に入ってから町におけるコロナ対応の方針が示されない中、各種事業について中止されたものが見受けられるところです。どのようになったら事業が実施、あるいは延期、中止となるのか、様々な町内での活動においても実施の判断が難しい状況であります。このコロナ禍においては、町の方針に基づき様々な事業が実施されるのであって、今後のフェーズにおいては中止、延期の明確な理由が必要となってくるとも考えます。

そこで1点目、町の方針が明確に示されないままでは今後の町全体の活動の見通しが不透明なままとなり、主催者や参加者である町民の方がどちらへ向かえばよいのか、混乱を招く可能性があるため、町におけるウィズコロナへの方針をお示しいただきたいと思います。

2点目、各種大会や事業における開催、中止、延期の判断について具体的な基準はあるか。

そして3点目、開催に当たって町施設等の利用についてのガイドラインの策定の考えはあるか、お聞かせください。

最後に4点目ですが、現在マスクの着用についても議論が進んでいます。国では基本的な感染対策としてのマスク着用の位置づけは変更しないとしながらも、熱中症防止の観点などから屋外の着用が必要ない場面でマスクを外すことを推奨し、6月10日には文科大臣が各地の学校で熱中症により搬送される子供が相次いでいることを受け、「マスク着用でも子供がマスクをつけているのは知っている。人の目を気にしていることもある。引き続き丁寧に説明をしていく必要がある」と発言され、夏場は熱中症対策を優先し、体育の授業中はマスクなしの指導をすること、会話がなかった場合の登下校中マスクを外すことや、2歳児未満はマスク着用を認めず、2歳以上はマスクの着用を一律に求めないことなど、次々と示しています。

そこで、町内活動などにおけるマスクの着用についての考えをお示しいただきたいと思います。

以上、ご答弁よろしくお願いたします。

○議長（松原浩二君） 中村宏泰福祉部長。

○福祉部長（中村宏泰君） 後藤議員の1項目め、新型コロナウイルス感染症における町の方針はの1番目のご質問、町におけるウィズコロナへの方針はについてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染の第6波における感染者数は増減を繰り返しながら高止まりのまま推移しております。また、今後も新たな変異株による感染拡大も懸念され、まだまだ予断を許さない状況下にあります。

本町におきましても、新型コロナウイルスの感染拡大が始まって以来、既に1,800名を超える感染者数を数え、つい先月も高齢者施設でのクラスターの発生、あるいは小学校における相次ぐ学級閉鎖、子育てサロン利用者の感染による施設の一時閉鎖など、依然として町民生活が脅かされている状況であります。その一方で、3回目のワクチン接種も終盤を迎え、経口薬の普及や医療体制の整備、国民の感染予防意識の定着などにより、重症者数や死亡者数の割合が非常に少ないのも事実であります。

今後、政府におきましては、感染防止対策と社会経済活動の両立をより強力に進めていくことが予想され、これまでの基本的な感染予防対策の徹底を基本としながら、疲弊した経済の立て直しに向けた取組を加速させていくものと認識しております。国全体で社会活動の回復基調への期待も高まり、長く制限されてきた自粛生活からの出口が見え始めてきたところでございます。

先月30日、県内全ての市町村長や医療関係者等が参加する岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開催されました。会議では、国の基本姿勢を踏まえ、県におきましては、「ウィズ・コロナ総合対策」と称し、「重症化リスクの高い高齢者等に

重点化し、県民の命を守る体制整備を、通常の医療の維持を最優先としながら、社会経済活動とのバランスを図ること」が確認されました。

これを受け、本町におきましても、従前からの感染予防対策に軸足を置きつつ、各事業等の実施を前提に、感染状況を慎重に見極めながらコロナ禍前の社会生活に近づけていきたいと考えております。

次に、2番目のご質問、各種大会や事業における開催、中止の判断についての具体的な基準、及び3番目の町施設等の利用についてのガイドライン策定の考えについては関連性がございますので、併せてお答えします。

大勢が集まるスポーツイベントや文化行事、集会や地域行事に関する開催基準や留意点等につきましては、内閣府の業種別ガイドラインに基づき、各業種が感染拡大防止のための具体的なガイドラインや運営マニュアルを作成することとされております。

業種別ガイドラインでは従事するスタッフの衛生管理、参加者の導線、飲食物の提供方法など、感染防止対策に関する詳細な注意点が明記されており、業種ごとの感染防止対策チェックリストもございます。このガイドラインを遵守できない場合はイベントの中止を判断する一つの目安となります。

町が主催する行事は、ぎなんフェスタや学校の運動会、総合防災訓練、老人体育大会など分野が多岐にわたりますが、必要に応じて業種別ガイドラインに基づき開催の判断や感染対策を行うことといたします。例えば、中央公民館や町民センターにおきましては、公益財団法人全国公民館連合作成の「公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインに準拠した運用を行っており、会合や各種講座、イベントの開催時の施設の利用定員を2分の1とするなど、感染予防に努めてきたところでございます。

また、ぎなんフェスタのように大勢が集まる屋外でのイベントに関しましては、公益社団法人日本青年会議所が作成した「祭り・イベント等開催に向けた感染拡大予防ガイドライン」の中の「開催地域以外からの来場者が想定されにくい地元で開催される場合」を参考に実施いたします。この業種別ガイドラインは、各所管省庁の管理の下、専門家の知見を反映し作成されたものですが、あくまでも主催者が遵守すべき責務や注意事項が中心であり、円滑なイベント運営や感染拡大防止のためには参加者のご協力が何より重要でございます。したがって、イベント等の開催に当たりましては、参加者への事前の広報周知に努めてまいります。

最後に、4点目のご質問、マスク着用についての考え方についてお答えいたします。

コロナ禍での中止や規模の縮小を余儀なくされてきた地域における町内活動です



が、国における自粛緩和の動きを受け、地域においてもコロナ禍以前の活動に復活させる機運が高まってきています。そこで、本町では今月3日の自治会長会議の際に、「祭り・イベント等開催に向けた感染拡大予防ガイドライン」をご紹介し、感染防止拡大に努めていただくようお願いしたところでございます。

同ガイドラインにはマスクなしでの会話自粛や黙食、マスクを持参していない参加者へのマスク配布、使用済みマスクを廃棄する際の留意点、参加者への事前の注意喚起など、マスク使用に関する具体的な判断基準や対応方法が明示されており、今後の行事開催の際に有効に活用していただけるものと考えます。

また、先月25日に厚生労働省より「屋外・屋内におけるマスクの着用」に関する通知があり、従来の原則マスク着用という一律規制から、屋内で会話をほとんどしない場合や、人との距離が2メートル以上確保できる屋外ではマスク不要とした個別規制の方針が打ち出されました。したがって、今後必然的にマスクを着脱できる環境の中での地域行事が増えていくものと思われまます。

いずれにいたしましても、本町としましては、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図りながら、町民が安心して豊かな生活を送ることができるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 5番 後藤友紀議員。

○5番（後藤友紀君） 3点再質問をさせていただきます。

1点目の答弁では、各事業等の実施を前提にとおっしゃられました。その上で2点目の答弁において、ガイドラインを作成でき、かつそのガイドラインにのっとり運営できる場合に開催できるということでした。改めて伺いますが、今後の各種大会や事業については、基本的には中止、延期せず開催するということがよろしいでしょうか。

2点目、とはいえ、やむを得ず開催を中止、延期せざるを得ない場合も考えられますので、客観的な判断基準を示すことが必要だと考えますが、どのような状況となった場合に中止、延期するのか、お示しいただきたいと思います。

最後に、マスクの脱着について、熱中症の危険があるといえども、周囲の目や感染の不安からマスクを外せない大人も多くあると感じます。例えば、学校や保育園、学童において、子供たちにマスク着用を義務としたのですから、外す場合も当然指導が必要であって、指導する大人がマスクをしながら、外しなさいというのは説得力がなく、子供たちは違和感を感じるのではないかと考えます。指導の際の大人のマスク脱着についての考えを伺います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（松原浩二君） 中村宏泰福祉部長。

○福祉部長（中村宏泰君） 後藤議員の再質問にお答えいたします。

1 番目の各種大会や事業の開催、中止の考え方につきましては、先ほどの答弁でも表明いたしましたとおり、町主催の各種行事につきましては、原則開催を前提としております。

次に、2 番目のどのような状況となった場合に中止や延期をするのかにつきましては、国の業種別ガイドラインが示す感染対策の環境を十分整えることができない場合や、行事開催前に参加者や主催関係者における新型コロナウイルスのクラスター発生など、行事開催によって感染拡大が明らかに想定される場合は必然的に中止や延期を判断することとなります。

最後に、3 番目のマスクの着脱を指導する側の大人のマスク着用についてお答えいたします。

子供のマスク着用に関する国の指針では、子供の熱中症対策として必要に応じてマスクを外すことも推奨しておりますが、現時点で指導する側の保育士や学校教諭に対するマスク着用についての具体的な方針は示されておられません。子供の体調管理やマスク着用を嫌がる幼児等に対する配慮は必要であります。いわゆるエッセンシャルワーカーと言われている保育士や学校教諭は、自身の感染防止はもちろん、感染弱者である子供たちを守る観点から慎重かつ段階的に対応していくべきであると考えます。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 野原弘康教育長。

○教育長（野原弘康君） 私のほうからは、児童生徒への指導について答弁をさせていただきます。

羽島郡二町教育委員会では、基本的な感染対策を取りながら、マスク不要な状況であれば積極的に外すこと、熱中症対策とコロナ対策では熱中症対策を優先すること、この2つを基本的な考え方としております。

このことに関しましては、6月1日付文書にて厚生労働省、文部科学省が作成をいたしました「子どものマスク着用について」のリーフレットを添え、学校を通して保護者に通知したところでございます。また、指導する側の教員に対して、マスクを外して教育活動を進めるよう指導はしておりません。感染拡大をした学校現場を実際に体験した教職員でございます。教職員自身が感染源となつてはならないという責任感もございます。声を発し、児童生徒への指導をする立場であることも踏まえ、教職員一人一人がその状況下で脱着を判断しております。

児童生徒へは熱中症についての正しい知識を伝え、マスク不要な状況であれば外すよう指導を継続してまいります。また、教員が外していない場合、その理由についても児童生徒にはしっかりと伝えていくよう学校にも通知いたしております。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 5番 後藤友紀議員。

○5番（後藤友紀君） 次に、部活動の現状から考える今後のクラブ化について質問いたします。

国が進める部活動のクラブ化において、令和5年は中学校における部活動が変わろうという局面であります。中体連は2023年度から全国中学校体育大会（全中）について、学校単位ではなく民間クラブや団体としても出場できるように参加要件を緩和する方針を決めました。少子化や教員の負担軽減への対策として、部活動を総合型スポーツクラブなどへ移行するという部活動のクラブ化は、子供たちや保護者にとっては大きな関心事でありますし、広域的な議論を必要とするものであらうと考えています。

このクラブ化は学校教員の働き方改革の側面を持っており、先ほど村山議員も質問されておりましたが、下呂市では教育課程の編成を実施しつつ、子供たちのそれぞれの放課後を大切にしながら働き方改革を進めていると聞き及んでおります。

町においても、教員の働き方改革を進める一方で、保護者や地域に負担をかけることなく、子供たちの放課後の時間を子供たち自身で有効に考え、主体的な活動を行えるように進めていっていただきたいと思っております。

また、部活動は学校教育の一環として行われてきた背景から、部活の加入が必須だと考えている方もみえますし、退部が進学に影響すると考えている方など、子供の進学における内申書に大きく関わると考える子供、保護者も多く、クラブ化によって今後の子供たちの放課後は大きく変容すると考えられることから、現在の状況を伺い、それがどのように変容すると考えられているか、以下6点お尋ねをいたします。

1点目、現在は学校教育に位置づけられる部活動ですが、学校教育における部活動とは何だと考えるか、お聞かせください。

2点目、現在、部活動とクラブ活動のすみ分けはどのようになっているか、お聞かせください。

3点目、部活動または学校外のクラブチーム活動等における実績（大会の成績）などはどのように評価され、調査書、いわゆる内申に影響するのか。

4点目、この調査書において、チーム競技の評価はどのくらい個人の評価にひもづけられるのか。

5点目、以上の点はクラブ化に当たってどのように変化すると考えられるか。

最後に6点目、クラブ化に当たって既存の部活動に限らず、子供たちのやりたい活動を部活動とし、子供たちによる主体的な放課後活動とするのはどうか、見解を伺います。

以上、ご答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（松原浩二君） 野原弘康教育長。

○教育長（野原弘康君） 後藤議員の2項目め、部活動の現状から考えるクラブ化についての1番目のご質問、現在は学校教育に位置づけられている部活動であるが、学校教育における部活動とは何かについてお答えをいたします。

羽島郡二町教育委員会では、校長会とともに羽島郡二町中学校部活動指針を定めております。その中で部活動は生徒の生きる力を育成し、豊かな学校生活を実現させる教育活動の一環として行われると位置づけられています。そして、部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われ、生徒の個性や能力の伸長を図るものであること、生徒がスポーツや文化等に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成に資するものとして示しています。

このように、学校教育における部活動は、生徒たちがスポーツや文化活動を通して活動の楽しさを味わったり、様々な人との関わりを楽しんだりして人間形成を図りつつ、生涯につながる活動になるとよいと考えております。

続いて、2番目のご質問、現在部活とクラブ活動のすみ分けはどのようになっているかについてお答えをいたします。

現在、部活動の活動時には学校の顧問が指導に当たっております。生徒に技術的な指導や安全指導、生き方も含めた生徒指導全般を行うとともに、事故等が発生した場合に適切な対応ができるようにしています。

顧問のほかにも羽島郡二町教育委員会から外部指導者と部活動指導員を中学校に配置しております。外部指導員は単独で指導に当たることができないという規約になっていることから、顧問と協力しながら主に技術的な指導をしております。現在、岐南中学校には17部活ございますが、このうち12部活に合わせて18名の外部指導者が配置されております。また、部活動指導員は顧問に代わり単独で指導に当たることができ、陸上部に1名配置されております。この場合、顧問と部活動指導員の連携、協力を図りながら進めております。

部活動とクラブ活動のすみ分けについては、部活動は学校の顧問や部活動指導員が指導する活動のことをいい、学校教育の一環として行っているものです。一方、保護者の育成会が主体となって活動を進められており、こうした保護者主体の活動をクラ

ブ活動としています。岐南中学校では幾つかの部活動が保護者クラブとして活動を行っております。保護者が活動場所や指導者の手配を行う負担、あるいは生徒の活動時間の長時間化など、今後の検討課題もあると捉えております。このほかに、地域の民間のスポーツクラブに所属して活動している生徒もいます。

続いて、3番目のご質問、部活動または学校外のクラブチーム活動等における実績はどのように評価され、調査書に影響するのかと4番目のご質問、チーム競技の評価はどのくらい個人の評価にひもづけられるのかについては併せてお答えをいたします。

岐阜県の公立高等学校入学者選抜においての調査書には、学習の記録や特別活動の記録のほか、学校内外における諸活動の記録の欄に部活動やボランティア活動等の事実を記入しております。高校によっては独自検査を実施するところもあります。学科等の専門領域における実能力や部活動等の実績を特に重視して評価する学科では、希望者に対して標準検査に加えて面接や小論文など、高校が指定する独自検査を行います。独自検査を含む選抜では、高校ごとに選抜の要件が示されており、例えば全国中学校体育大会岐阜県大会でベスト4以上の者、団体種目においては同大会で選手登録された者などです。学校外部のクラブチームに所属している生徒や文化活動に携わる生徒に関わる要件も示されています。このように公立高等学校入学者選抜においては、部活動を含む生徒一人一人の様々な中学校生活の取組が認められるようになっております。

続いて、5番目のご質問、以上の点はクラブ化に当たってどのように変化すると考えるかについてお答えをいたします。

現在、休日の部活動の地域移行が言われています。スポーツ庁の有識者会議に関する報道によりますと、令和5年度から段階的に3年間をめどに実施するとあります。羽島郡二町教育委員会では今年度は部活動検討委員会を立ち上げ、学校、保護者、地域の関係者等と連携をしながら、よりよい在り方を検討していきたいと考えております。ここで検討していく主な事項は次のとおりでございます。

1点目は、生徒や保護者の部活動に対するニーズの違いへの対応です。大会等で勝つことやコンクール等で入賞するなど、技能や競技力を高めることを重視したいという考えがございます。また、仲間との関わりの中で自主性や協調性を高め、生涯にわたるスポーツや文化活動にすることというのを重視したいという考えがございます。まず、部活動を通して目指すものを明確にして共通理解していく必要がございます。その上で考え方の違いによる活動の充実ができるよう体制を整備していきたいと考えております。

2点目は、教員の働き方改革との関わりです。これまで休日の部活動は学校の教員による指導が中心で、長時間労働の要因となっています。また、顧問の中には専門ではない種目の顧問となる教員も増えております。休日の部活動指導による教員の負担軽減を考えつつ、活動場所の確保と施設管理、大会等への引率、生徒の安全管理など、地域移行に向けて教員の関わり方も検討していかなければならないと考えております。

3点目は、地域移行をしたときの指導者の確保です。現在、部活指導員と外部指導者を継続するとともに、各部の状況を把握し、町のスポーツ関係者とも相談をしながら検討していきたいと考えております。また、休日の部活指導を希望する教員も中にはございます。兼職についても制度を整えてまいりたいと思っております。

続いて、6番目、最後のご質問ですけれども、クラブ化に当たって既存の部活動に限らず子供たちのやりたい活動を部活とし、子供たちによる主体的な放課後活動とするのはどうかについてお答えをいたします。

下呂市の中学校では教育課程を工夫し、部活動の終了時刻を繰り上げ、生徒の最終下校時刻を4時半に統一した取組がなされています。この取組により教員の勤務時間が見直され、毎日笑顔で生徒に接することができる、働き方改革につながっていると報告されています。また、生徒においても、自分で考えながら空いた時間を勉強や部活動の自主練習などに使えるようになるという声もあります。

1番目のご質問でお答えしたとおり、部活動は生徒の自主的、自発的な参加により行われるものです。生徒の多様な意見を把握し、自立して取り組む力を育成できるようにしていくことは大切なことだと考えております。将来的には好きなスポーツや文化活動に思い切り取り組みたいという児童生徒の意志ある生活づくりにつなげていくことを願っています。

以上で答弁を終わらせていただきます。

○議長（松原浩二君） 5番 後藤友紀議員。

○5番（後藤友紀君） ご答弁ありがとうございます。3点再質問させていただきたいと思うんですが、2点目の答弁では外部指導者が単独で指導に当たる活動は部活動ではないということでしたが、現状部活動が土日・平日夜に常態化しており、その際には顧問が来たり来なかったりすると耳にします。この状態は私が部活動をしていた30年ほど前から現在まであらゆる課題を乗り越えるために少しずつ変化していったものであるとは承知しておりますが、このように半ば強制に部活動の入部があり、その上部活動と保護者クラブのすみ分けができておらず、その中でつらい思いをする子供や保護者、また教員が存在していると認識しております。

指導者が重なっている状態では部活動なのかクラブなのかが分からないことや、部活動と思って入部したら保護者クラブだった、年度途中の部活動の移動ができないなど柔軟性がない等、仕組みが分からず困惑する保護者から私のほうに相談されることも多々あります。まさに、町では既に半分クラブ化が実施されており、その中で課題が生まれていると感じますが、見解を伺います。

2点目、6番目の再質問ですが、このクラブ化は教員の働き方改革として行われるものであるとも認識しております。下呂市のように教育課程を編成し、働き方改革を確実に達成することは有効だと考えますが、いかがでしょうか。

最後に、中学生の放課後の過ごし方は多様なものであって、必ずしも部活動ではありませんし、部活動やクラブは子供たちの日常の一部であって全てではありません。今後の放課後の時間を子供たちにとってよりよいものにすために、教育委員会が国の示すクラブ化として地域移行を行うに当たり、部活動、クラブという側面からだけでなく、子供たちの現状や環境をきちんと把握、整理し、子供たちの日常を真ん中に置いて、町をはじめとして当事者である子供、学校、教育委員会、保護者みんなで考えていく必要があると考えますが、いかがでしょうか。

以上、お答えください。

○議長（松原浩二君） 野原弘康教育長。

○教育長（野原弘康君） 後藤議員の再質問にお答えをいたします。

初めに、クラブ化の実施に伴う課題についてお答えいたします。

先ほど申し上げましたが、羽島郡二町中学校部活動指針には、活動時間や休養日、適切な活動基準の設定についても明記されております。活動時間は、平日は長くとも2時間程度、休日は3時間程度が望ましいとあります。また、休養日として、平日は5日間のうち1日以上、休日は土日のいずれかを休養日とするとあります。平日夜間の活動や土日における2日目の活動は、保護者クラブが主体となって行われている活動であり、学校の顧問は活動には参加をしておりません。保護者クラブが依頼した外部指導者等が指導している部活となっております。

このような部活動と保護者クラブの違いについては、毎年4月に行っております外部指導者派遣事業の委嘱式並びに説明会において、各部活動の育成会代表の方にご説明をしているところでございます。その際、保護者クラブによる活動が生徒や指導者にとって過密スケジュールとならないよう十分配慮していただくよう重ねてお願いをしておるところでございます。

しかしながら、現状を見ますと、活動メンバーや外部指導者が重なっていること、毎月の活動計画で部活動なのかクラブ活動なのか分かりづらい、そういったこともご

ございます。部活動とクラブ活動のすみ分けが保護者に十分理解されていないことは課題として捉えております。今後、活動計画の見直し等も含めまして周知方法を考えていきたいと思っております。

また、生徒や保護者の部活動に対する願いは多様であり、保護者クラブによる活動の在り方への思いも様々であることや、部活動によって活動が多い少ないなど、現在の保護者クラブでの課題につながっているとも考えております。先ほども述べましたが、部活動検討委員会では、まず部活動を通して目指すものを明確にし、生徒、保護者、指導者の間で共通理解をしていく必要があると考えております。

なお、部活動の加入につきましては、あくまでも任意であることをこの場で申し添えさせていただきます。

続いて、働き方改革に向けた下呂市の先行事例についてと、地域移行に伴う子供たちの日常についての考え方について、併せてお答えをいたします。

今回行われる休日の部活動の地域移行は、教員の働き方改革の側面がありますが、その効果として生徒は外部指導者による専門的な指導が受けられるということがあります。また、教員がこれまで休日の部活指導に充てていた時間を自らの人間性を高める時間に充てるとともに、ゆとりを持って生徒と関わり効果的な教育活動を進められることにつながると考えております。

一方で、羽島郡内の中学校では部活動を通しての生徒指導や学校づくりに力を入れてきた経緯がございます。責任感や連帯感の涵養、学習や生活への意欲の向上など、人間形成を図ってまいりました。下呂市の学校の取組は承知しておりますけれども、平日の部活動の活動時間については、教員の働き方改革のみならず、生徒の生きる力の育成、放課後の家庭や地域での過ごし方とそれを支える環境など、多面的な視点から検討していく必要があると考えております。

今後は、まず学校や保護者から現状を把握することに努め、それを踏まえた上で部活動検討委員会では学校、保護者、地域のスポーツ関係者、町当局、教育委員会等様々な立場で今後の部活動の在り方を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 5番 後藤友紀議員。

○5番（後藤友紀君） では、最後の質問、見守りシステムのIT化で多くの町民へ安心をについて質問させていただきます。

町では15年前の2007年より通学安心システムを各小学校に導入し、全学年の子供たちに安心タグを配布し、登下校時にポイントになっている箇所を通過する際に保護者へ通過時間をメール配信しています。



この事業は年間500万円の予算で実施されており、導入当時は自治体ぐるみの導入は日本で最初となった画期的な事業でありましたが、今ではIT化が進歩し、よりよい様々なサービスが提供されるようになっていきます。

今年度の当初予算には平島地区のセンサーの増設が計上されましたが、この古いサービスのままセンサーを新設することに対してどのような検討があったのでしょうか。例えば、22都道府県の小中高等学校1,600校、登下校メール利用者約30万人の導入実績を持つ阪急阪神の「あんしんサービス ミマモルメ」というサービスを見ますと、実施方法は現在の通学安心システムと変わりなく、校門にセンサーを設置し、ICタグが連動して登下校の状況が把握でき、スマホアプリにお知らせをします。実施ときに懸念されていたタグの電池交換については、私も子供が小学校に通う6年間に3回ほど電池を交換した記憶がございますが、このタグは充電の必要もなく6年間そのまま利用でき、さらに複数のスマホ端末で登録が可能となっています。

今の安心・安全システムと違う点は、現在行政負担となっているセンサーの設置についての費用は企業で負担することになっていることです。設置する設備は全て企業が手配から費用まで負担し、初期費用だけでなく設置期間中のメンテナンス費用も企業側が負担しますので、行政の負担はない点において評価されています。

この「ミマモルメ」は無料の連絡網サービスも併用して利用でき、現在町で利用している学校メールアプリの利用料の削減も可能となります。さらに、GPSを利用した様々な世代の見守りニーズに対してサービス提供もされていますので、学校だけでなく子供たちの放課後の公園、中学生の部活の移動時、高齢者の見守りなど、多様な場所で居場所確認ができ、必要な方へ安心を届けることもできます。

このように新しいサービスへ目を向け、事業を組み合わせることによって利用者の行政サービスに対する満足度の向上とともに、行政としても費用対効果を高めたり、予算に無駄がなくなるものもあるのではないかと考え、以下4点お尋ねをいたします。

1つ目、現在の通学安心システムについて客観的にどのような認識をしているか。

2つ目、現状のシステム維持コストについてどのように考えているか。

3つ目、見守り事業について、学校の対応だけでなく、町内全域においてあらゆる世代のニーズに応える考えはあるか、お聞かせください。

最後に4点目、今後よりよいほかのシステムがある場合に比較検討する考えがあるか、お聞かせください。

以上、ご答弁よろしく願いいたします。

○議長（松原浩二君） 堀場康伸住民部長。

○住民部長（堀場康伸君） 後藤議員の3項目め、見守りシステムのIT化で多くの町

民へ安心をについての1番目のご質問、通学安心システムについて客観的にどのような認識をしているかについてお答えいたします。

平成19年度から導入しております通学安心システムは、児童を対象に通学時の安全を確保するため、通学時に「タグ」と呼ばれる小型送信機を児童が携帯することにより、小学校への登校、下校の際にセンサー地点を通過したときに保護者にEメールを配信するものでございます。

導入当時は最先端システムでしたが、導入から約15年が経過し、今は情報通信技術、いわゆるICTの活用が進み、ICタグも新たな機能がついているものや、GPS機能を利用したサービスなども開発されています。今となっては現行の通学安心システムは新しい機能を追加できない拡張性のないシステムになってしまったと認識しております。

続きまして、2番目のご質問、現状のシステム維持コストについてどのように考えているかについてお答えします。

町の維持費用といたしましては、令和2年度に約5年に一度のサーバーの更新費用約120万円、約10年に一度の無線基地の更新費用として約400万円の更新を行っているほか、新1年生、卒業生等のメールの受信設定や、利用者のタグの故障対応、保護者からの問合せなどを含めた保守点検委託料として毎年度約500万円の費用が必要となっております。

保護者など受信される方のご負担は、登校や下校などをセンサー地点でお知らせする受信料をご負担いただいておりますが、メール受信料となりますので、おおむね通常の携帯電話料金の中で賄えるのではないかと考えております。

平島公園センサー設置新設工事の検討については、東小学校区では不審者が出現している状況や東海北陸自動車道付近にも住宅が建ち始め、児童が増加していることに加え、現在令和2年度にサーバーの更新及び無線基地の更新を行っており、約5年間は更新の費用がかからないことなどを総合的に考慮し、判断したものでございます。

続きまして、3番目のご質問、見守り事業について学校の対応だけでなく、町内全域のあらゆる世代のニーズに応える考えについてお答えします。

現在のシステムは、小学生の児童の登下校を想定してセンサーを設置していますので、幼児から高齢者の方などあらゆる世代の方には対応できないのが現状です。新たなシステムを導入する場合は、高齢者の方や認知症の方などを対象とした対応についても考慮してまいります。

4番目のご質問、よりよいシステムがある場合に比較検討する考えについてお答えします。

私たちを取り巻く社会の中でICTの技術が社会に実装され、地域の暮らしに変化をもたらし、今後もその機能は年々端末、ネットワークやデータの蓄積と処理等の開発が進むことが想定されます。子供見守りサービスもICタグ、GPSや防犯カメラ機能など、その目的や用途などにより必要な機能、性能や料金なども含めて導入時より活用に応じて選ぶことができるようになりました。

岐阜市の例を見ますと、ご希望される小学校1年生の保護者の方に、子供見守りサービスの加入支援として、中部電力ミライズの提供するGPS端末によりスマートフォンアプリで子供の位置を確認できるサービスの端末代を含む初期登録費用の補助制度を行っており、月々の通信費などは保護者負担をお願いしているようでございます。

今後、令和7年度以降のサーバーや無線基地などの更新までには様々なシステムについて、登下校の見守りに必要な機能、性能や費用などを比較検討し、より保護者などのニーズに合った効果のあるシステムに更新してまいりたいと考えております。

以上でございます。

—————◇—————

○議長（松原浩二君） 以上をもって本日の議事日程は全部終了しました。明日6月17日午前10時より会議を開きます。

午後3時31分 散会

—————◇—————

本会議録の正当であることを認め、ここに署名する。

岐南町議会議長

松原浩二

岐南町議会議員

後藤友紀

岐南町議会議員

櫻井明

